

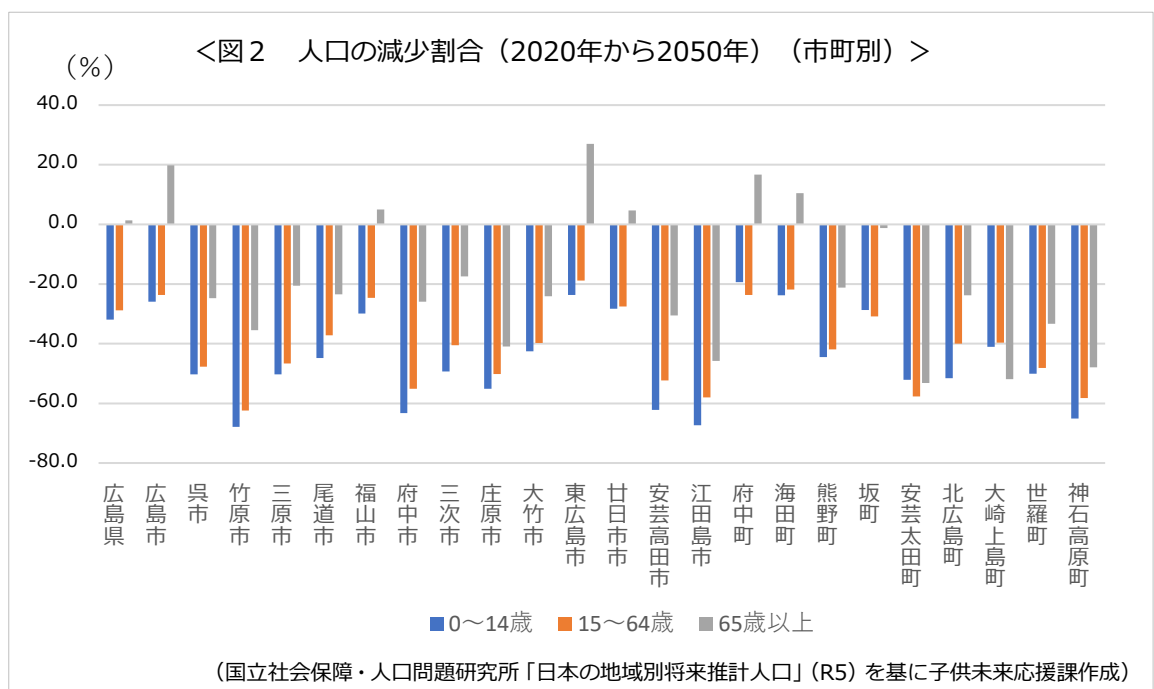
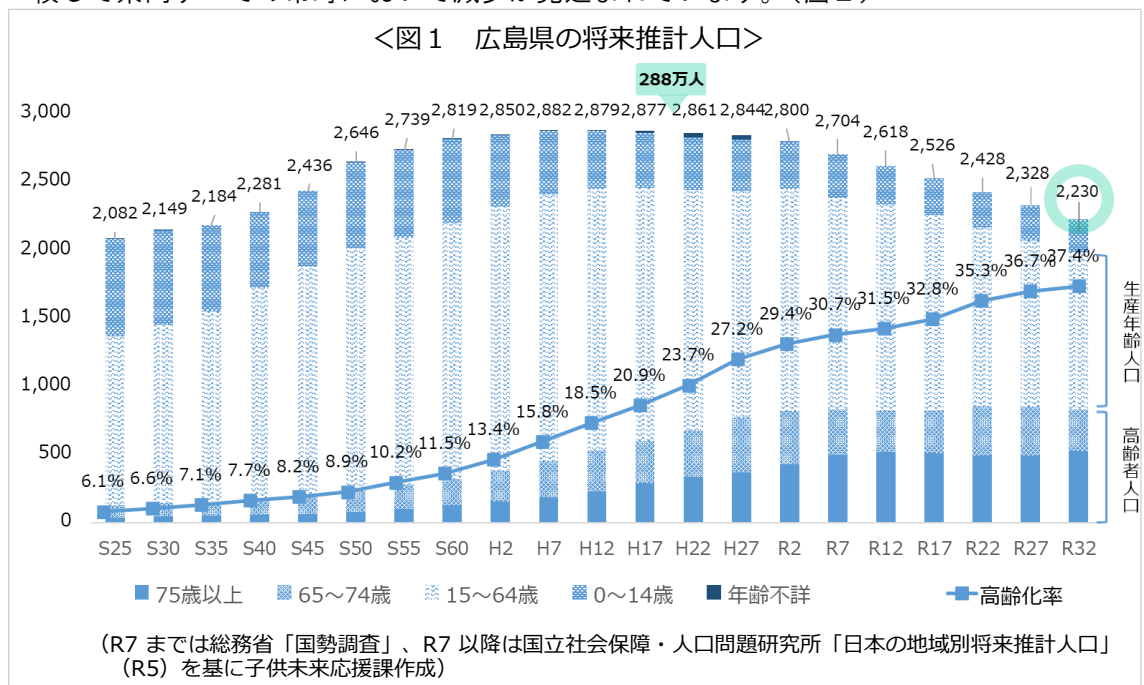
第一章 総論

1 特に考慮が必要な社会情勢等の変化

(1) 本県を取り巻く現状

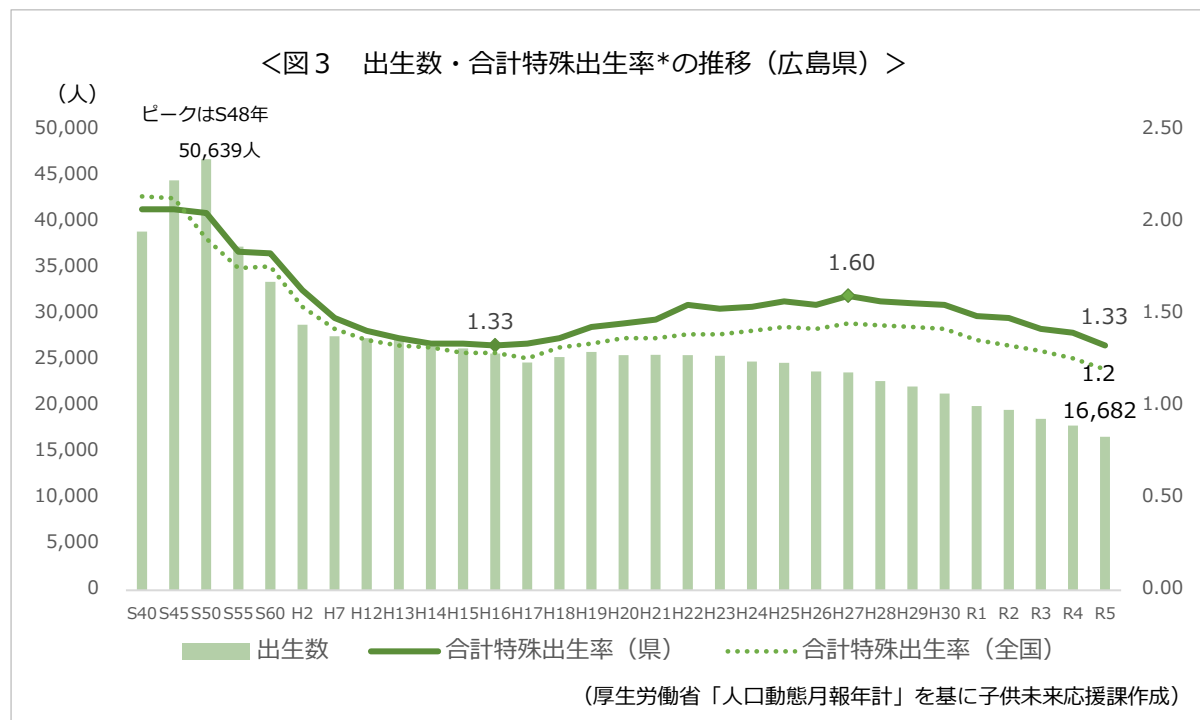
(ア) 将来人口の推計

- 本県の人口は、平成 10(1998)年の 288 万人をピークに減少しており、令和 32(2050)年にはピーク時から約 65 万人減(△22.6%)の 223 万人になると推計されています。(図 1)
- 生産年齢人口は、令和 2(2020)年～令和 32(2050)年の 30 年間で約 47 万人減少が見込まれ、高齢者人口は、令和 22(2040)年にピークを迎えるまで緩やかに増加し、その後減少(R2～R22 の 20 年間で約 3.5 万人増加、R22～R32 の 10 年間で約 2.4 万人減少)することが予想されています。(図 1)
- 0～14 歳、15～64 歳の令和 32(2050)年の推計人口は、令和 2(2020)年の人口と比較して県内すべての市町において減少が見込まれています。(図 2)



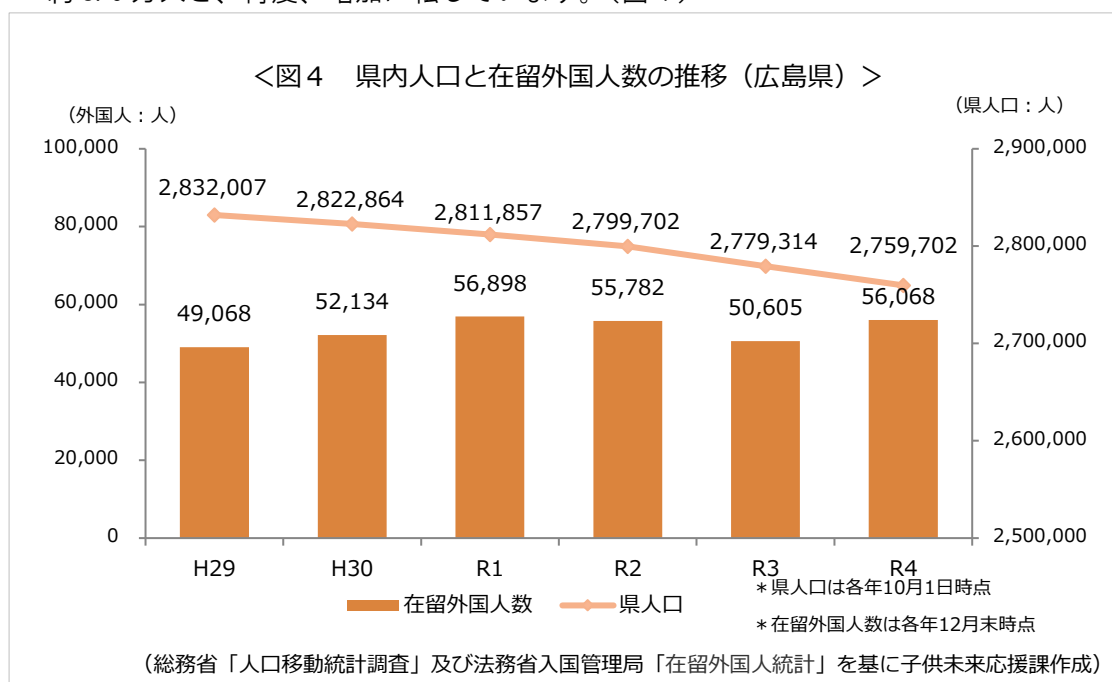
(イ) 出生数及び合計特殊出生率*の推移

- 令和5（2023）年の出生数は16,682人で、ピーク時の昭和48（1973）年の出生数（約5.1万人）の約33%となっています。（図3）
- 合計特殊出生率は、全国値を上回る水準を維持していますが、令和5（2023）年は、これまで最も低かった平成16（2004）年と同じく1.33となり、少子化に歯止めがかけられていません。（図3）



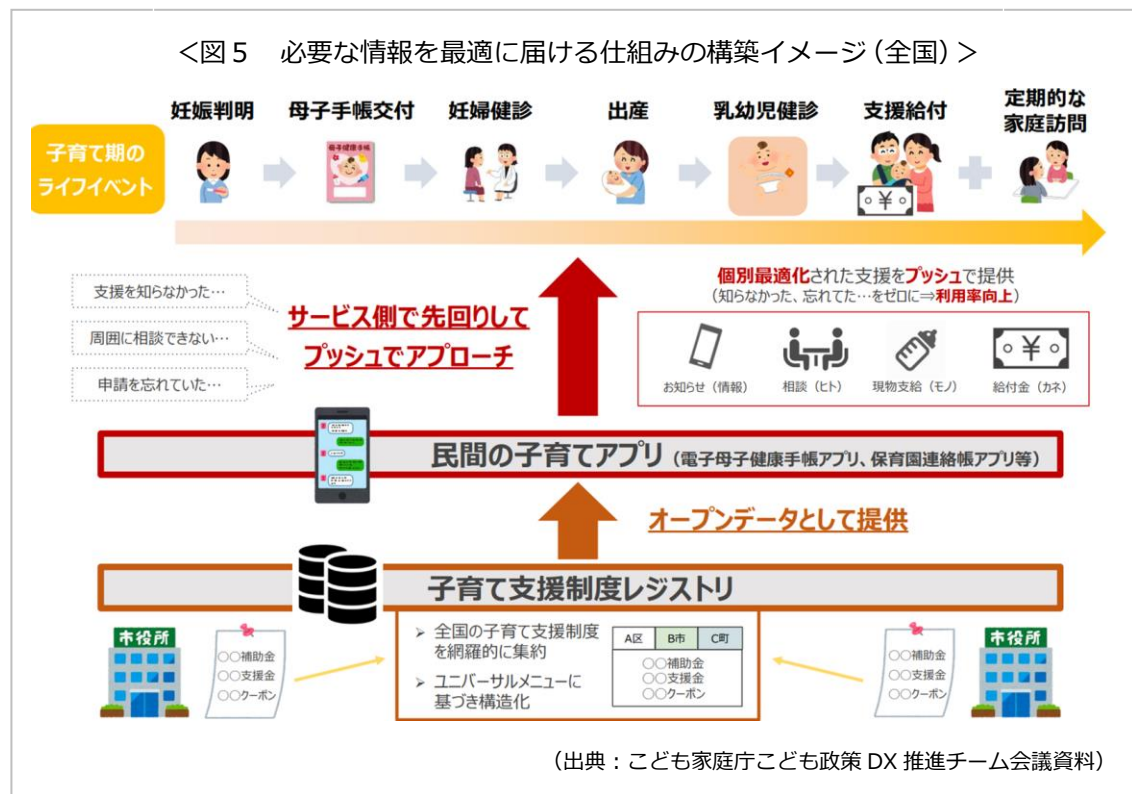
(ウ) 在留外国人数の推移

- 県内人口は減少する一方、県内に在留する外国人は、令和2（2020）年から令和3（2021）年には新型コロナウイルス感染症の影響により一時減少しましたが、令和4（2022）年は約5.6万人と、再度、増加に転じています。（図4）



(エ) こども政策DX*の推進

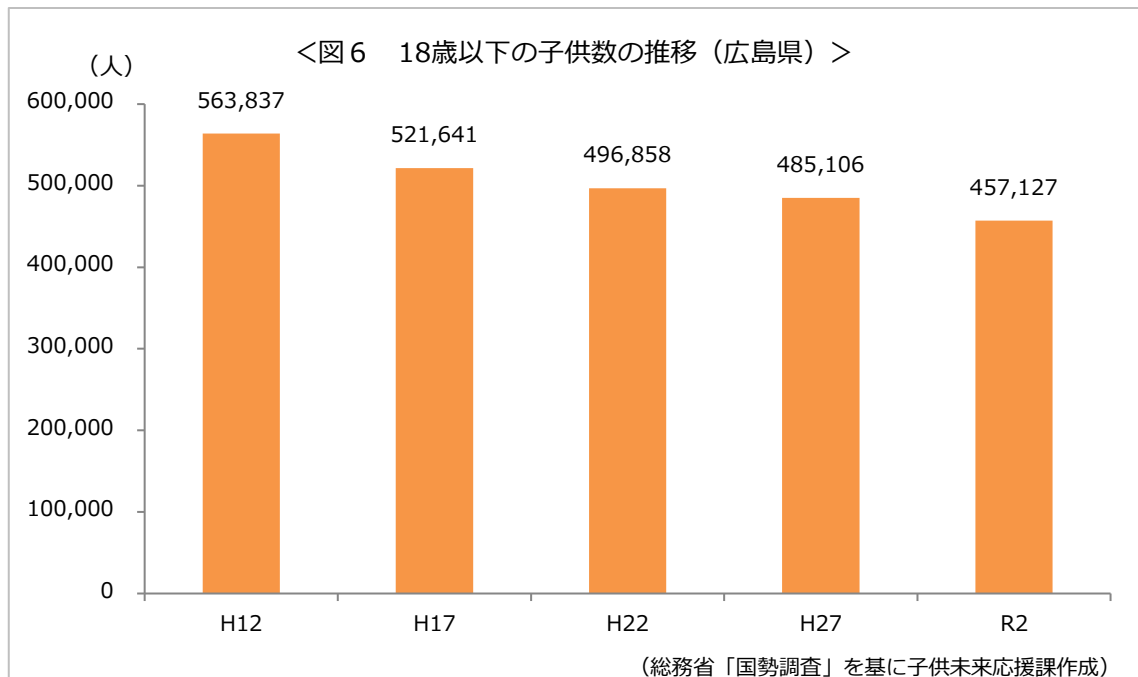
- こどもまんなか*社会の実現に向けて、デジタル技術を積極的に活用して、子育てをより楽しく安心、便利なものにしていくことができるよう、PMH（Public Medical Hub）を活用した母子保健情報の連携促進等の母子保健DXの推進や、プッシュ型子育て支援の実現に向けた仕組みの構築が進められています。（図5）



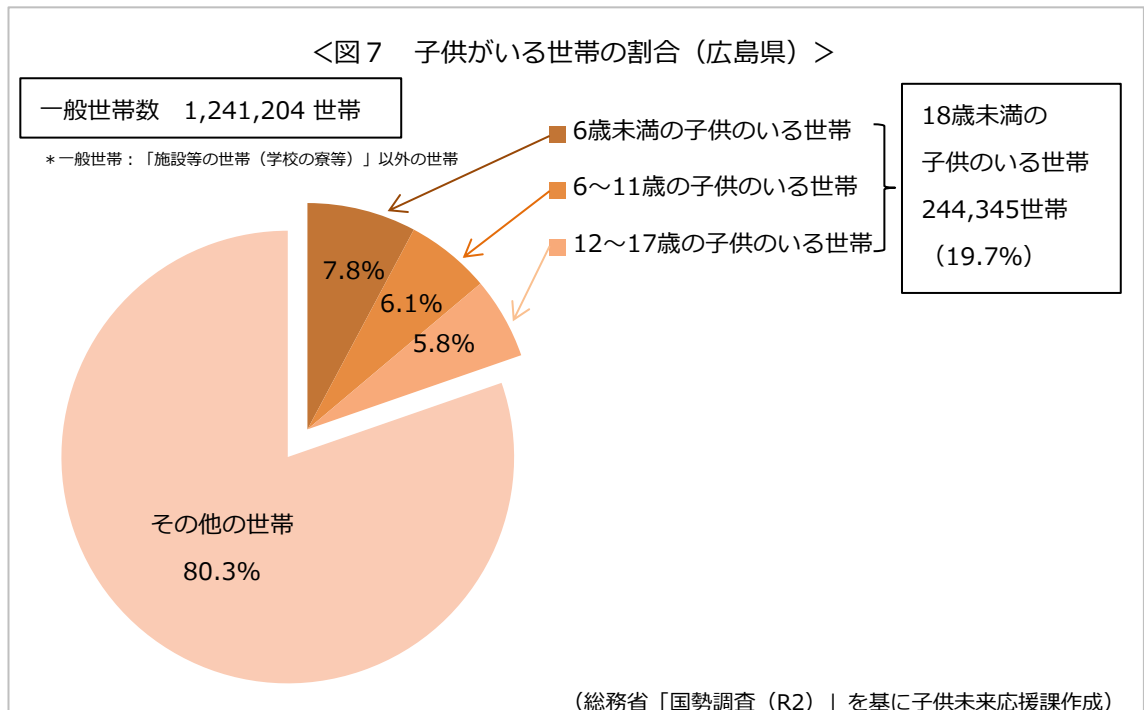
(2) 子供と子育て家庭を取り巻く現状

(ア) 子供と子供のいる世帯数の推移

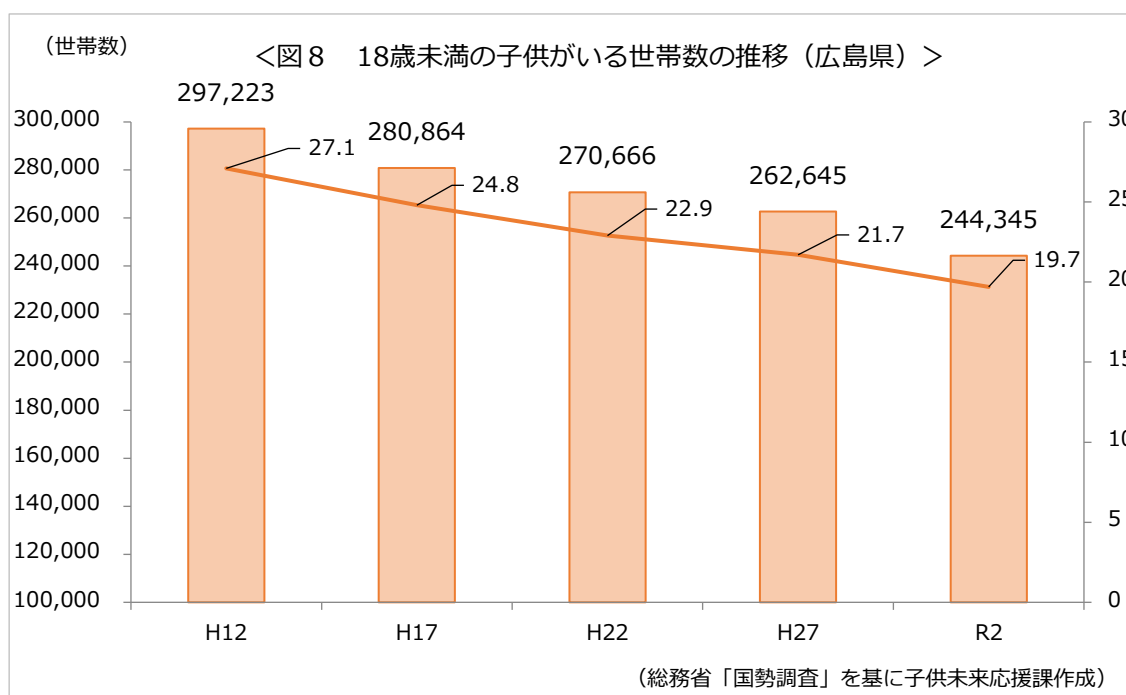
- 令和2（2020）年現在、県内には約45.7万人の子供（18歳以下）がいますが、その数は減少傾向にあり、平成12（2000）年と比べると、約10.7万人減少しています。（図6）



- 令和2（2020）年現在の県内の一般世帯数は約124万世帯であり、そのうち18歳未満の子供のいる世帯は約24万世帯となっており、全体の5分の1以下となっています。（図7）

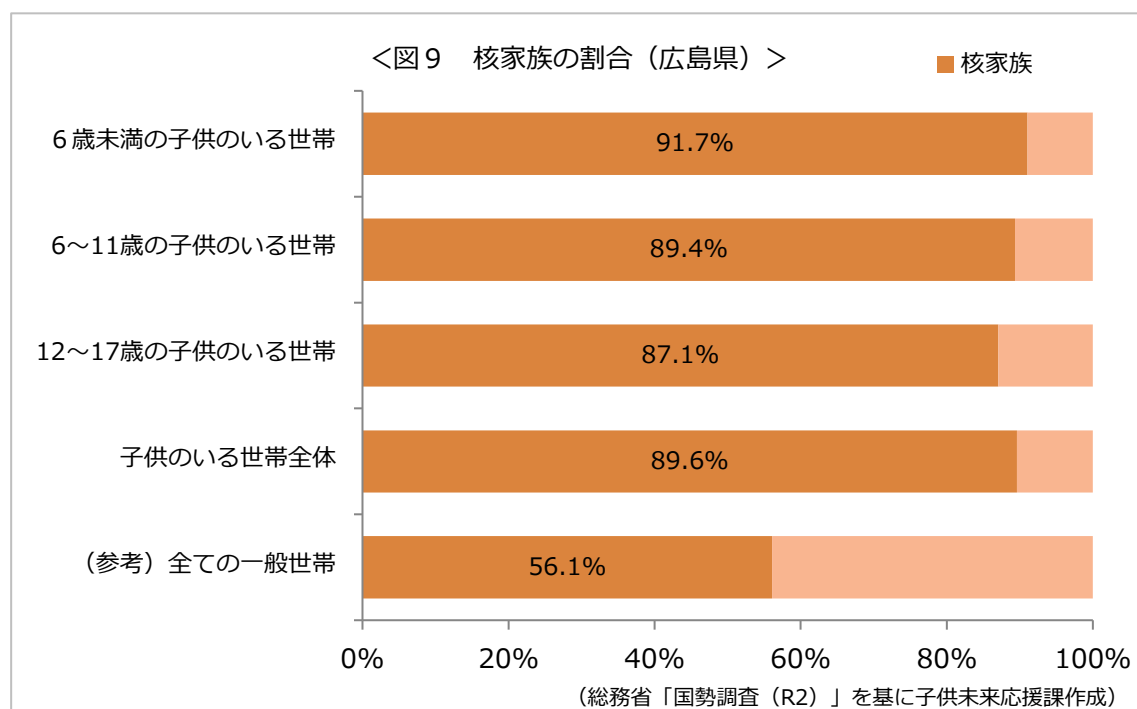


- 18歳未満の子供のいる世帯数及び割合は、平成12(2000)年以降についてみると、年々減少傾向にあります。(図8)

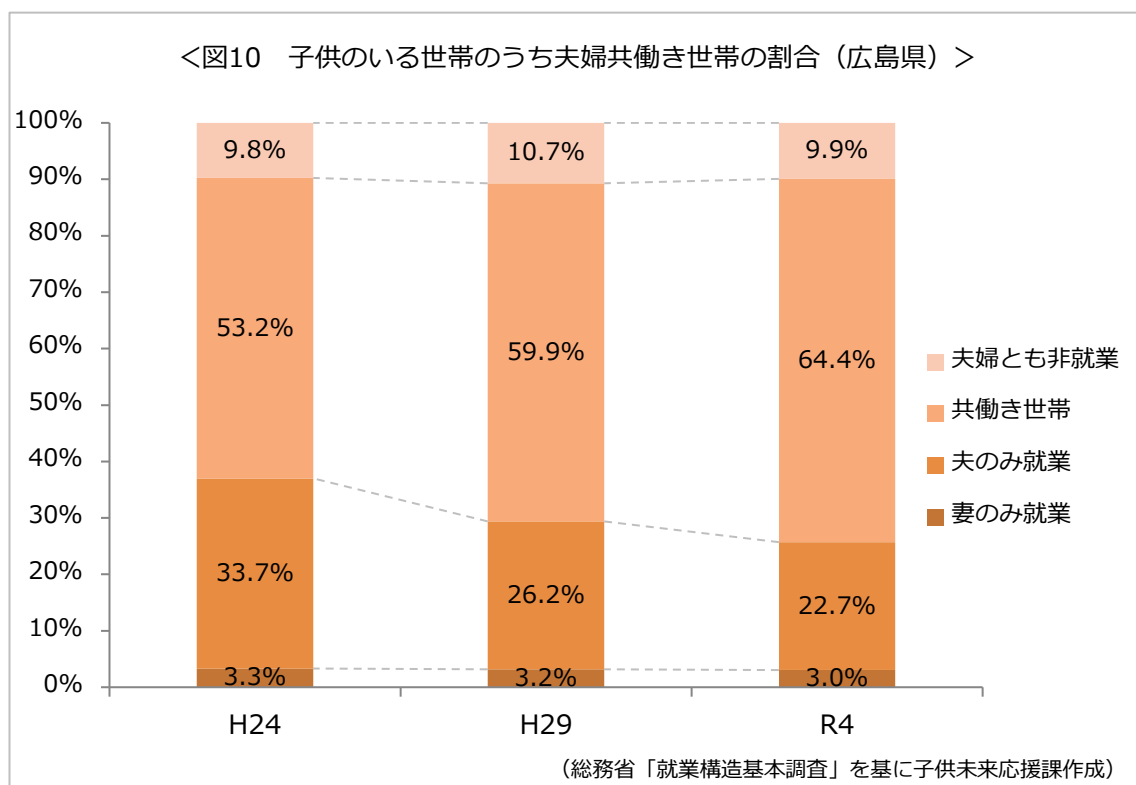


(イ) 家族形態の多様化

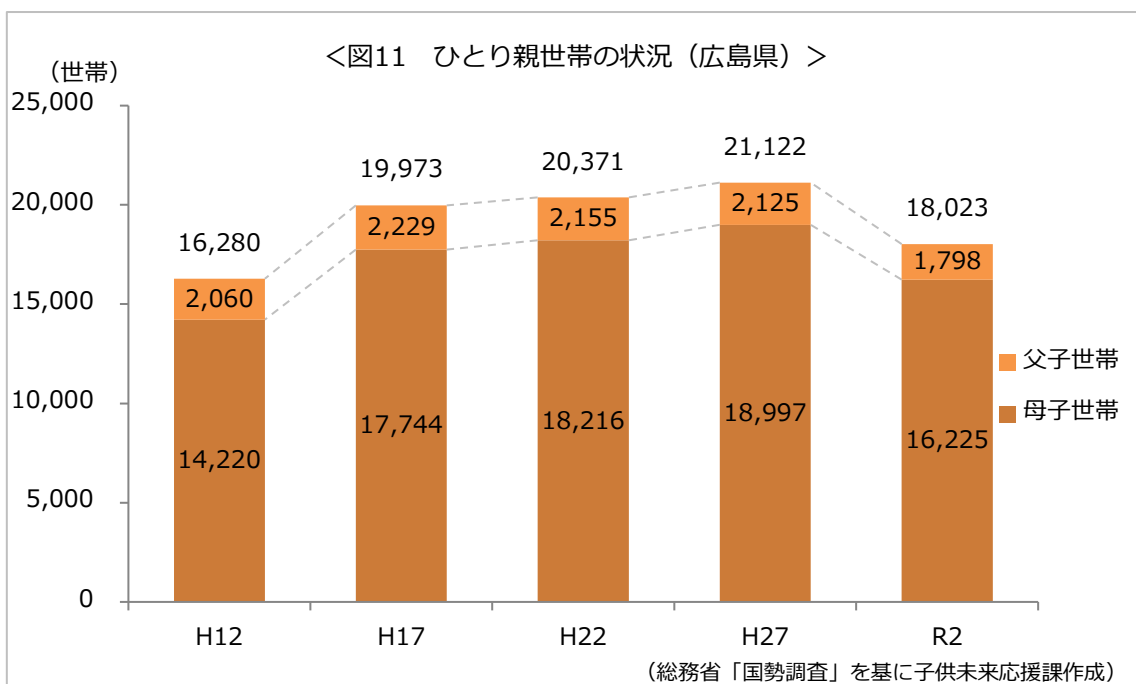
- 子供のいる世帯のうち、約9割が核家族となっています。(図9)
- 「子供のいる世帯全体」での核家族の割合(89.6%)は、平成27(2015)年国勢調査時(87.1%)より増加しています。(図9)



- 子供のいる世帯（※子供の年齢不問）のうち、夫婦共働きの世帯の割合が、平成 24(2012)年の 53.2%に対し、令和 4（2022）年では 64.4%と 11.2 ポイント増加しています。（図 10）

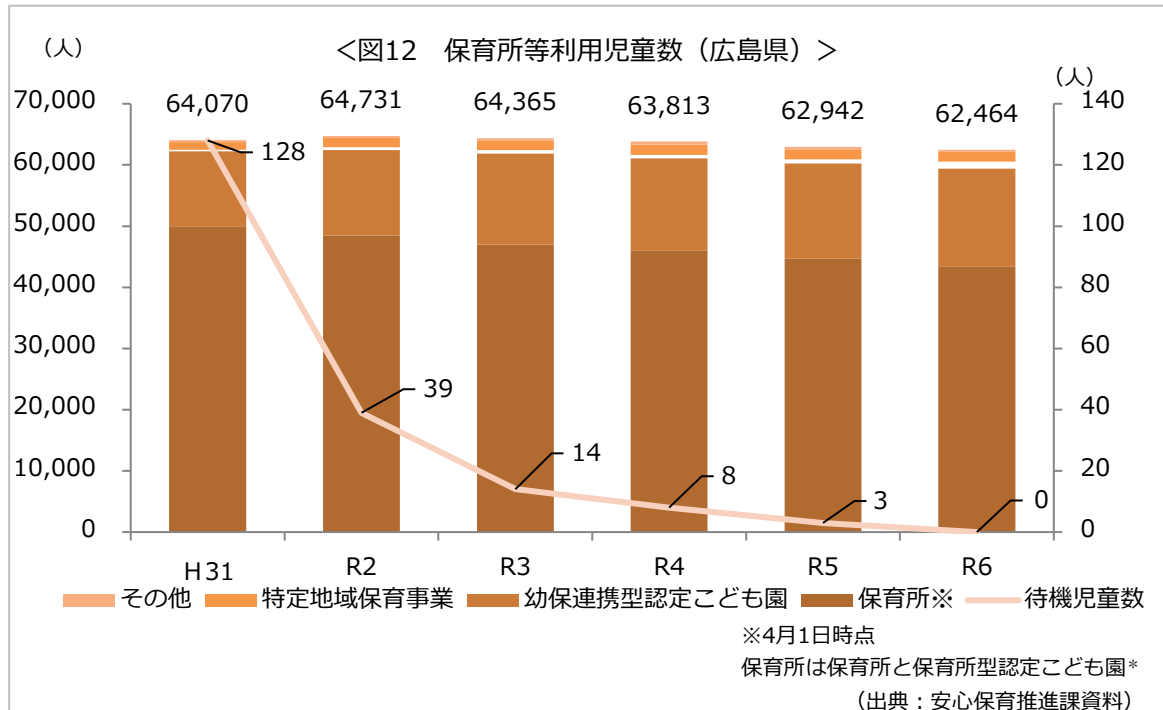


- ひとり親世帯数は平成 27（2015）年より減少し、令和 2（2020）年では約 18,000 世帯となっています。（図 11）



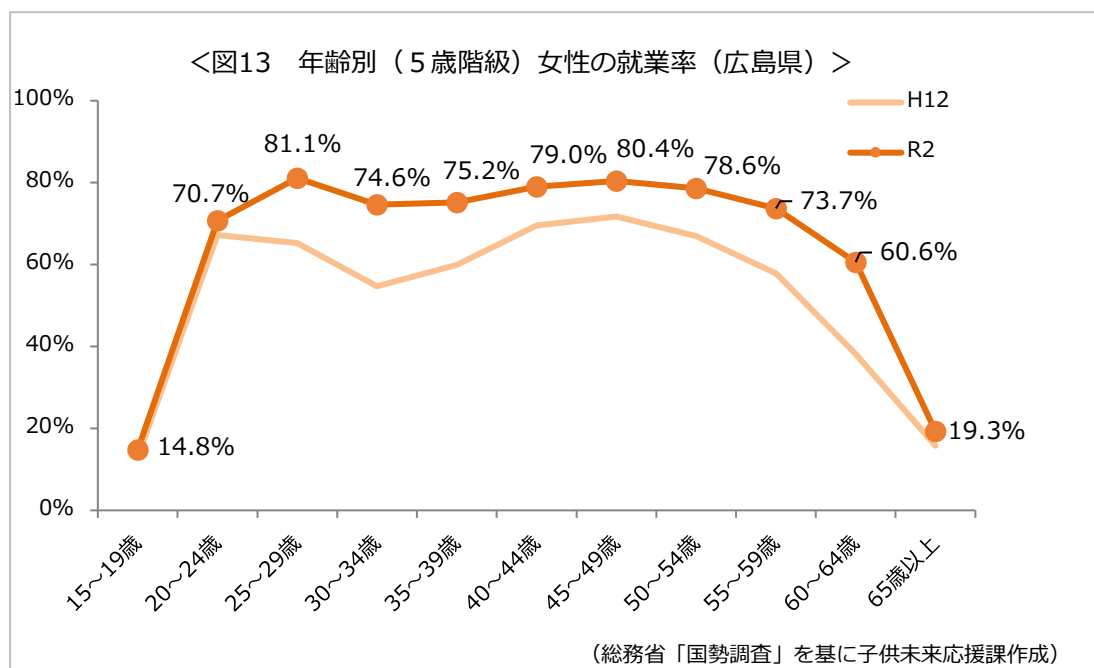
(ウ) 保育所等利用児童数の推移

- 本県の保育所等の利用児童数は、令和2（2020）年度をピークに減少傾向にあり、令和6（2024）年度は62,464人です。（図12）
- 一方で、待機児童*数は減少しており、令和6（2024）年度は0人です。（図12）
- 利用児童数は減少していますが、女性就業率の上昇傾向等の保育ニーズへの影響を注視していく必要があります。



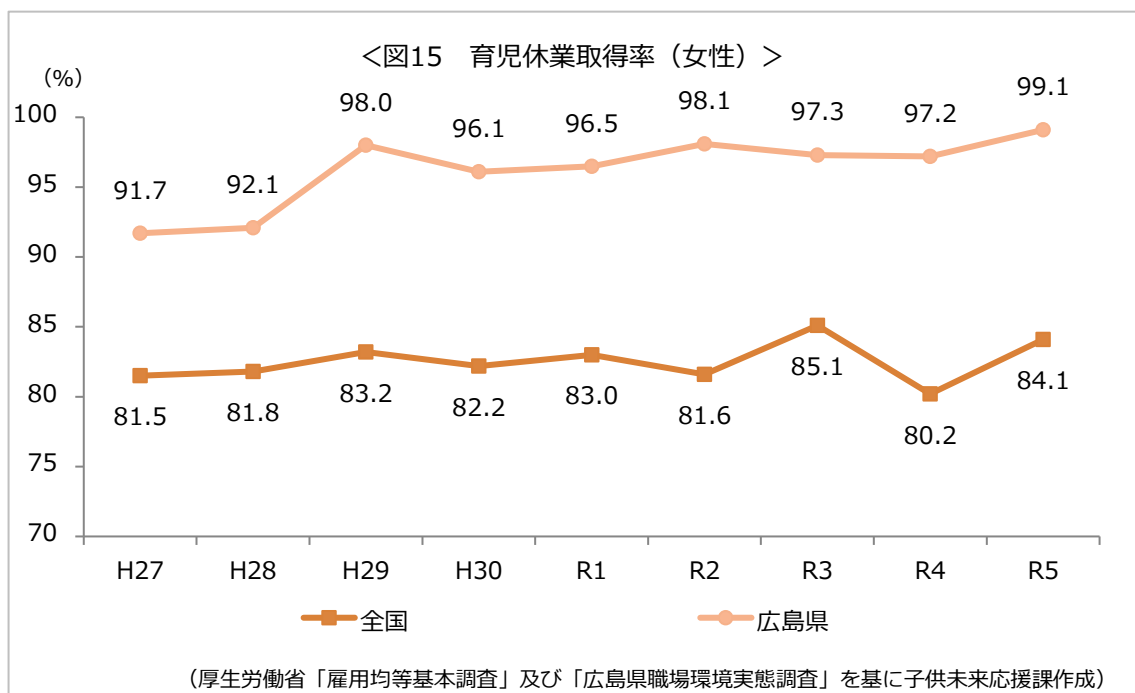
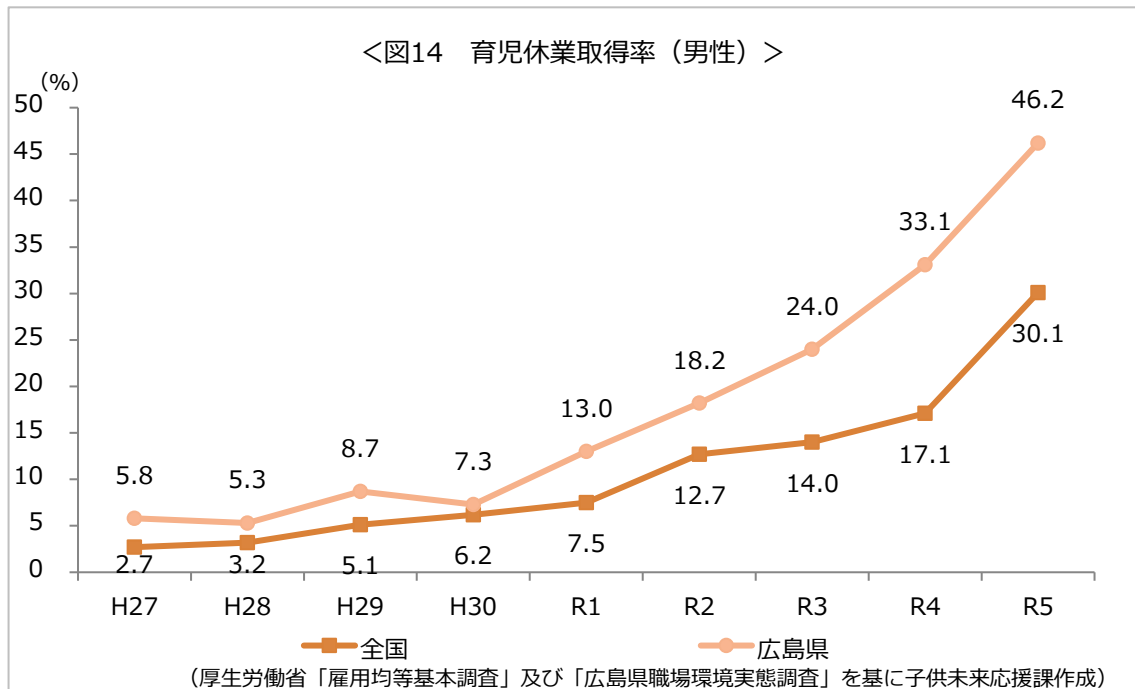
(エ) 女性の就業の現状

- 女性の就業率は、M字カーブから台形に近づきつつあります。（図13）
- また、女性の就業率（25～44歳）は、令和2（2020）年時点で77.4%となっており、上昇傾向にあります（平成12（2000）年時点は62.4%）。



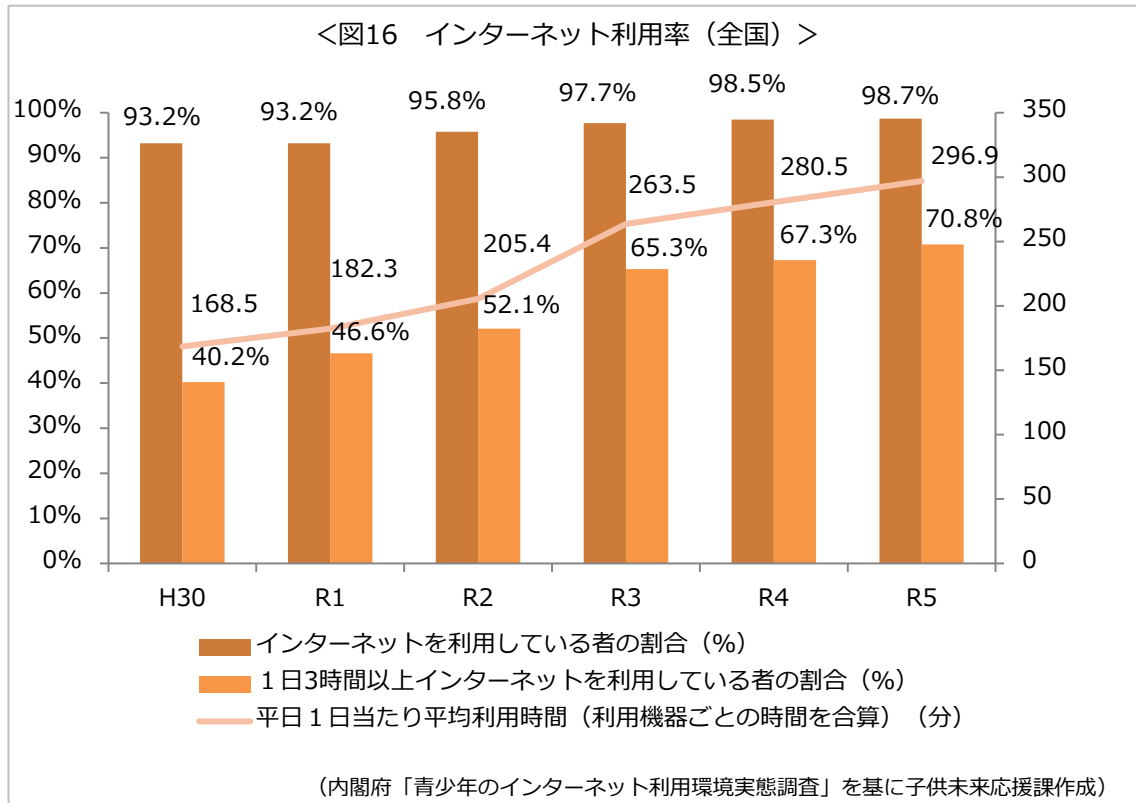
（オ）育児休業取得率*の推移

- 県内企業の男性の育児休業取得率は、全国の取得率を上回っており、令和5（2023）年度調査では約2人に1人が取得しています。女性の取得率も全国と比較して高い傾向にあり、近年は95%以上を維持しています。一方で、男性と女性の取得率には、依然として、大きな開きがあります。（図14、15）



（カ）デジタル化の進展

- 青少年（小学生、中学生、高校生）のインターネット利用率は上昇しており、令和5（2023）年度は98.7%です。1日3時間以上インターネットを利用している青少年も増加しており、令和5（2023）年度には7割を超えました。（図16）
- 国はGIGAスクール構想に基づき、学校におけるICT*環境の整備やデジタル活用支援の充実を進めており、県内の学校では、児童生徒一人1台コンピュータを導入し、ネットワーク環境の整備が進んでいます。（図17）



＜図 17 教育の情報化の実態＞

指標（全学校種）	広島県（平均値）		全国（平均値）	
	H30	R5	H30	R5
普通教室の無線LAN整備率	19.6%	99.7%	41.0%	96.2%
普通教室の大型提示装置整備率	49.9%	88.0%	52.2%	89.6%
指導者用デジタル教科書の整備率	52.2%	91.9%	52.6%	89.6%
児童生徒のデジタル活用を指導する能力	69.2%	81.0%	70.2%	81.6%

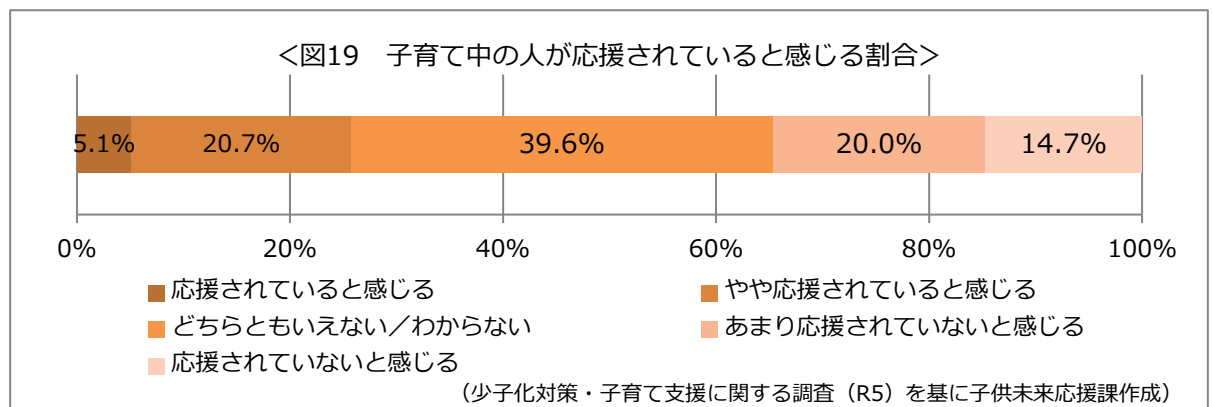
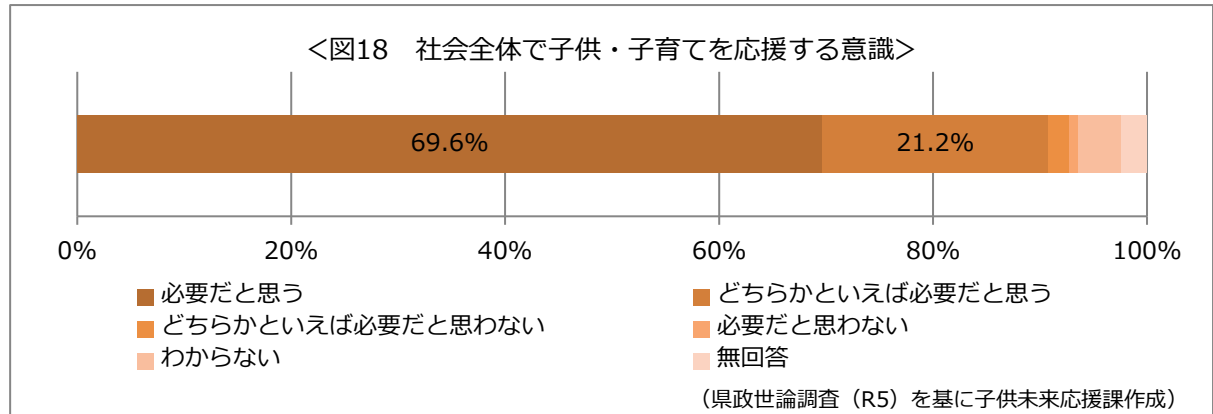
※ 「全学校種」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校*のことをいう

※ 「大型提示装置」とは、プロジェクタ、デジタルテレビ、電子黒板のことをいう

（文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（H30、R5）〔確定値〕」を基に子供未来応援課作成）

(キ) 社会全体で子供・子育てを応援する意識

- 希望する人が安心して妊娠・出産・子育てができるよう、社会全体で妊産婦や子供、子育て中の人を応援しようという意識を持つことについて、「必要だと思う」「どちらかといえば必要だと思う」人の割合は 90.8%です。(図 18)
- 社会全体で子供を産み・育てている方を応援することについて、「応援されていると感じる」「やや応援されていると感じる」の合計は 25.8%となっています。(図 19)
- 応援されていると感じるときは、「行政のサポートを受けたとき」が最も高く 48.2%となっており、応援されていないと感じるときは、「行政のサポートが得られないとき」が最も高く 49.7%となっています。(図 20)



＜図 20 応援されている・応援されていないと感じるとき＞

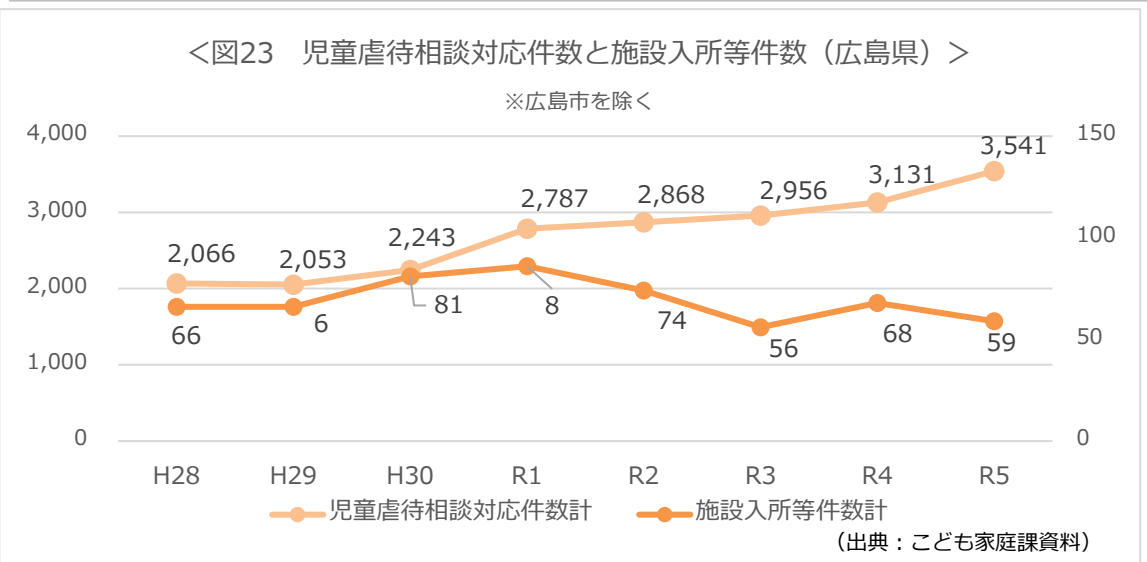
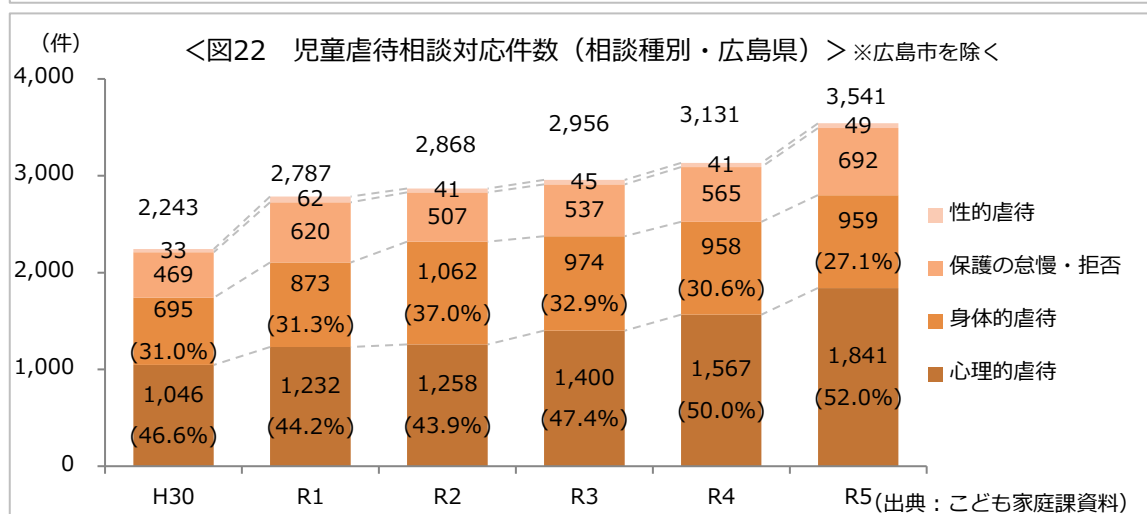
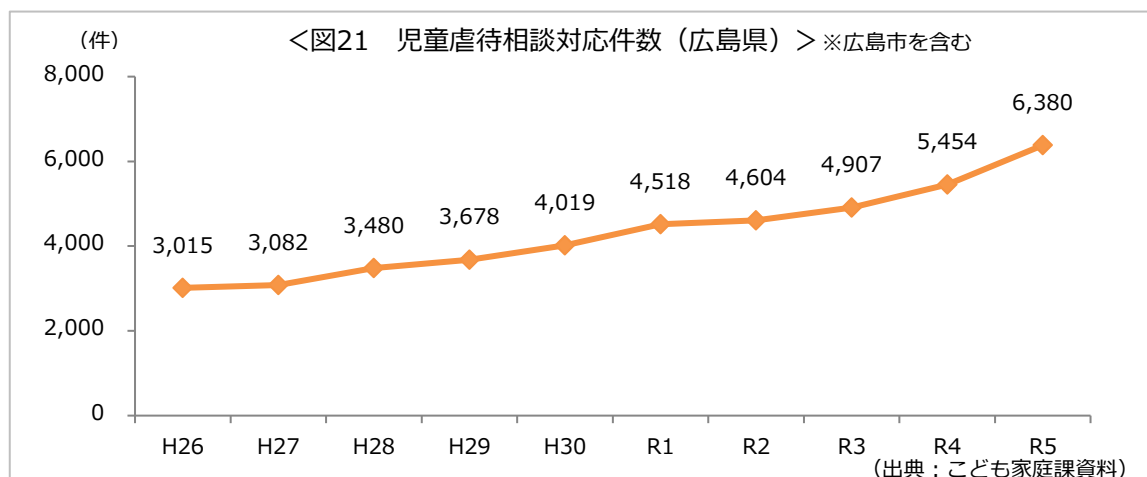
応援されていると感じるとき		応援されていないと感じるとき	
家族の理解・サポートを受けたとき	46.3%	家族の理解・サポートが得られないとき	10.8%
親や親戚の理解・サポートを受けたとき	44.7%	親や親戚の理解・サポートが得られないとき	9.7%
職場の理解・サポートを受けたとき	44.7%	職場の理解・サポートが得られないとき	26.2%
行政のサポートを受けたとき	48.2%	行政のサポートが得られないとき	49.7%
友人・知人の理解・サポートを受けたとき	26.9%	友人・知人の理解・サポートが得られない時	5.8%
地域や外出先の施設でサポート(子育て向けのサービス含む)を受けたとき	40.3%	地域や外出先の施設でサポート(子育て向けのサービス含む)が得られない時	28.9%
その他	0.7%	その他	4.6%
特にない・なんとなく	5.0%	特にない・なんとなく	26.5%

(少子化対策・子育て支援に関する調査 (R5) を基に子供未来応援課作成)

(3) 特に支援が必要な子供たちの現状

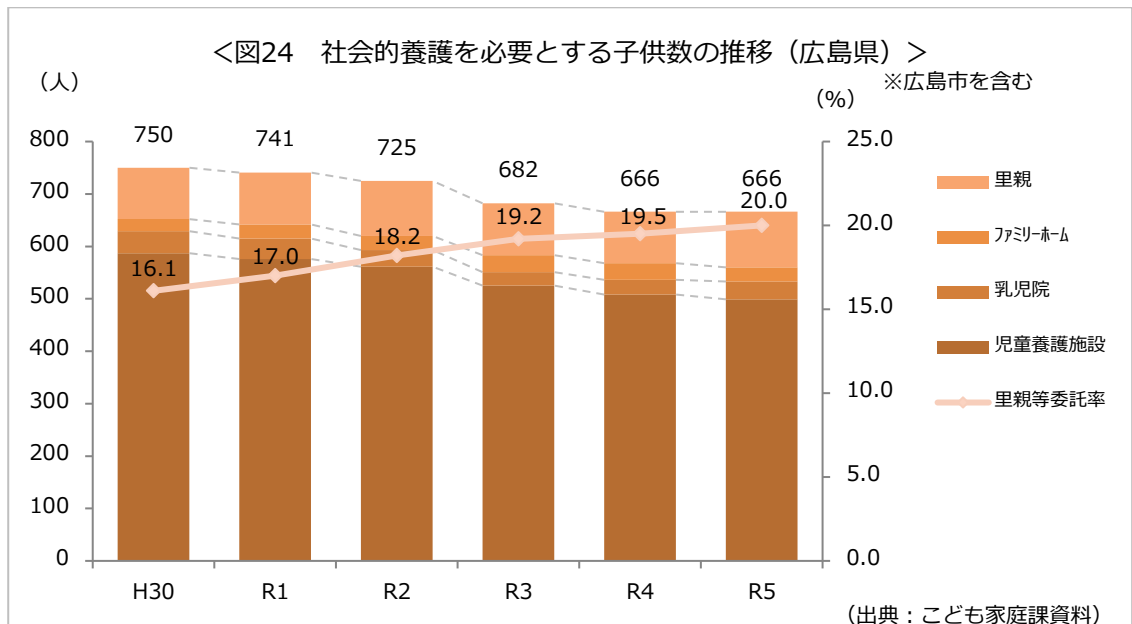
(ア) 児童虐待相談対応件数の推移

- 令和5（2023）年度の県こども家庭センター*（児童相談所）における児童虐待相談対応件数は、過去最多の6,380件となっています。（図21）
- 相談内容別にみると、親が子供の前で配偶者や家族に暴力をふるう、いわゆる「面前DV*」等による心理的虐待が全体の52.0%と、最も多い割合を占めています。（図22）
- 児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、施設入所等件数も同様に増加傾向が続いていましたが、令和2（2020）年度以降は減少傾向にあります。（図23）
- 児童虐待に対する意識の高まりなどを背景に、市町や県こども家庭センターへの通告・相談件数は今後も増加していく見込みです。



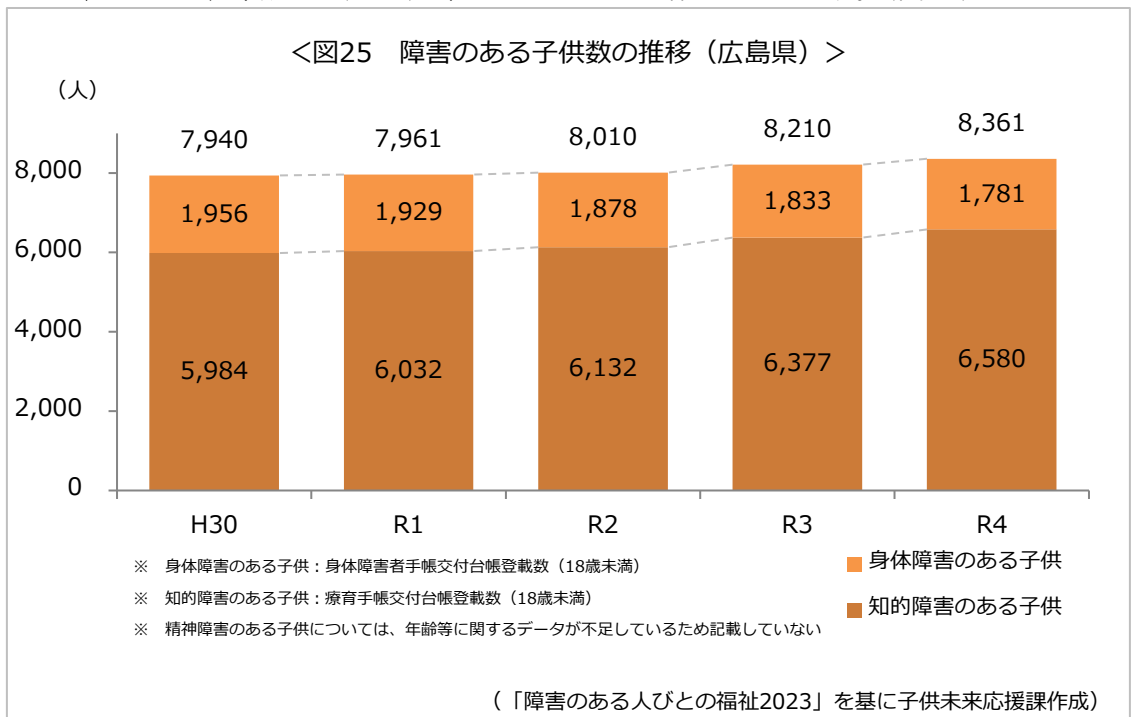
(イ) 社会的養育*の推移

- 社会的養護*を必要とする子供数は減少傾向で推移しています。
- このうち、里親*・ファミリーホーム*で養育を受けている子供の割合である里親等委託率は上昇傾向にあり、令和5（2023）年度は20.0%となっています。（図24）

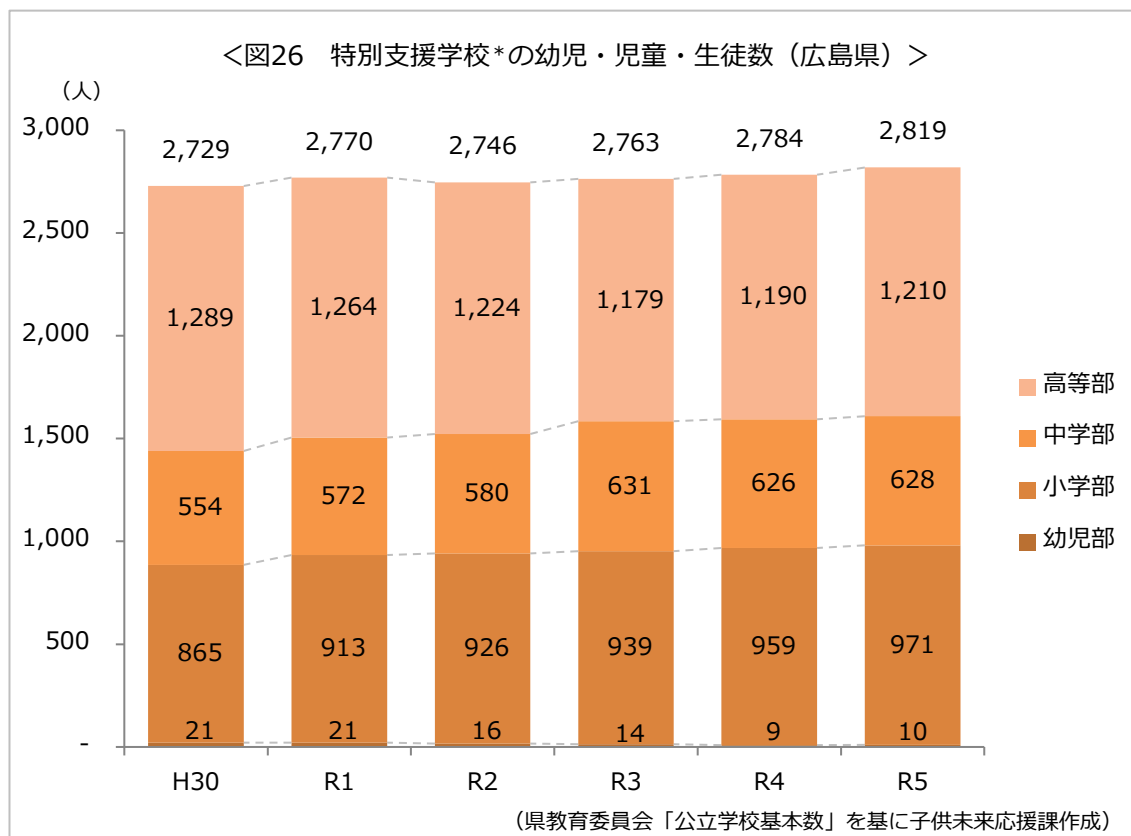


(ウ) 障害のある子供の推移

- 障害のある子供は年々増加傾向にあり、特に知的障害のある子供は、令和4（2022）年は6,580人と、平成30（2018）年と比べて596人増加しています。（図25）

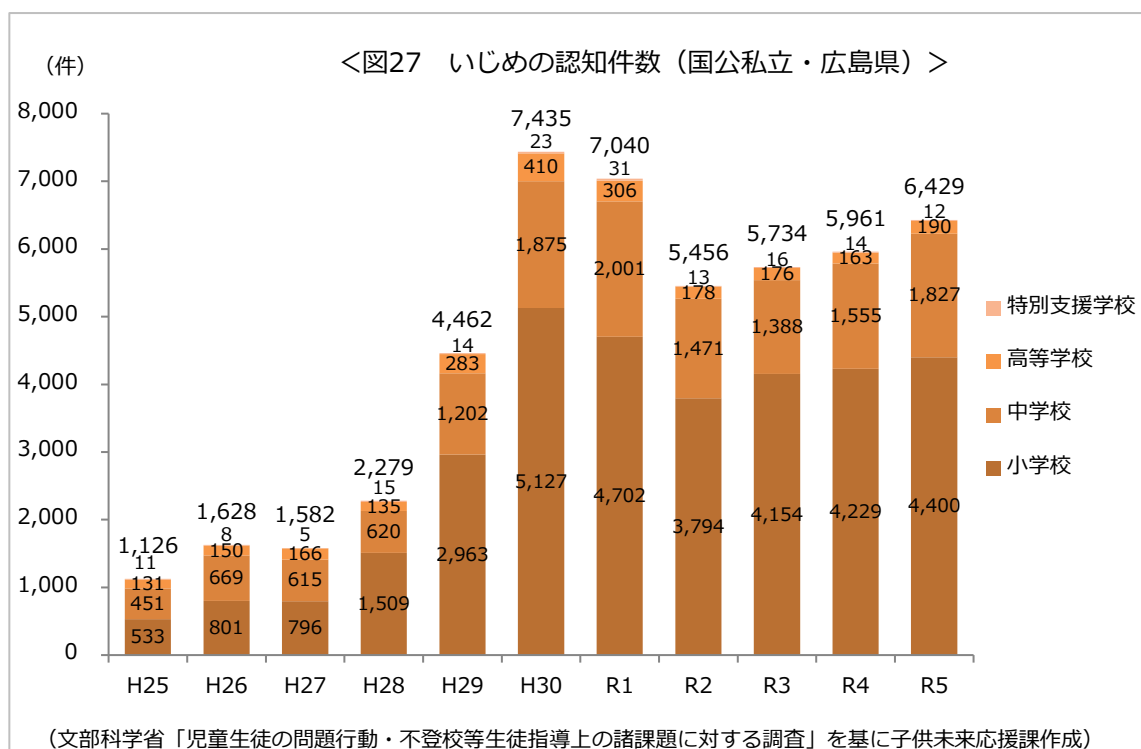


- 特別支援学校*に通う子供数は横ばいで、令和5（2023）年は2,819人となっています。
平成30（2018）年度と比べると、幼児部及び高等部では減少傾向にあり、小学部及び中学部では増加傾向にあります。（図26）

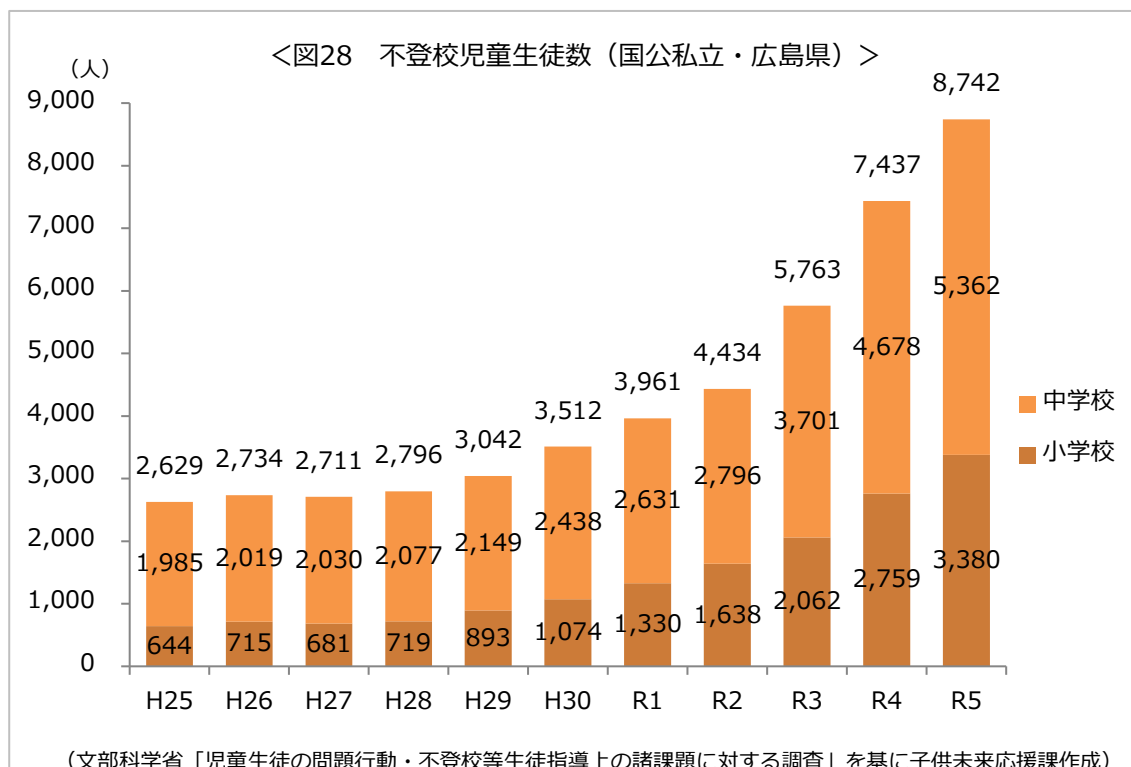


（エ）いじめ・不登校の推移

- いじめの認知件数は、各学校における積極的な認知を背景に増加し、平成30（2018）年度にピークを迎え、令和2（2020）年度にかけて減少しましたが、その後、再度増加傾向にあります。（図27）

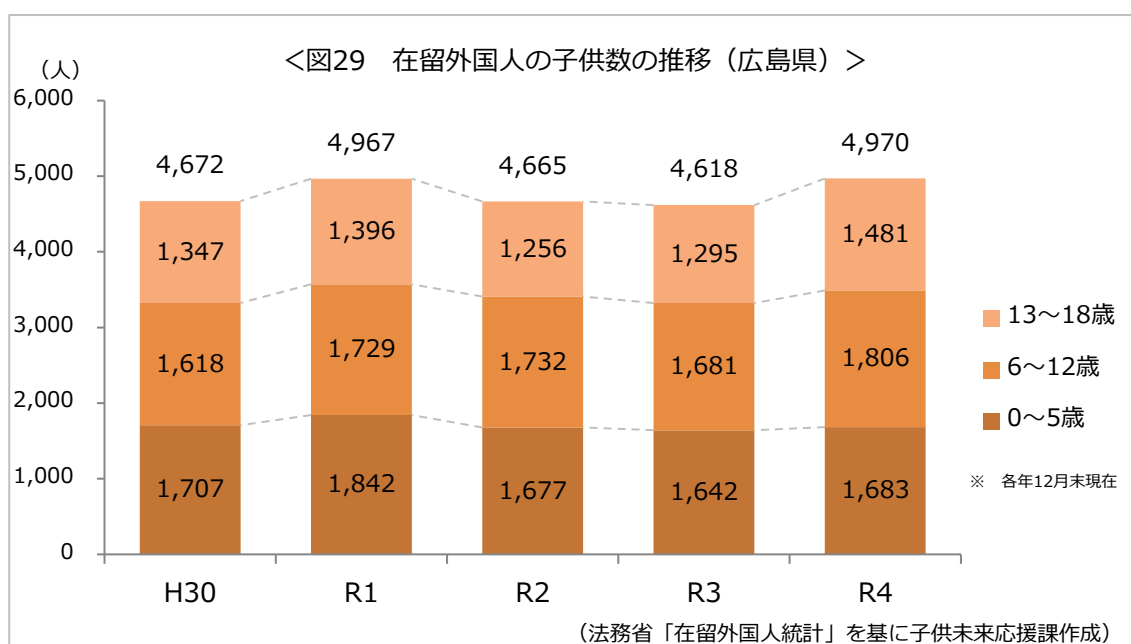


- 小学校・中学校ともに不登校児童生徒は増加傾向にあり、令和5（2023）年は8,742人と、前年度と比較して約1,300人増加しています。（図28）



（オ）在留外国人の子供の推移

- 県内の在留外国人の子供は令和元(2019)年度までは増加していましたが、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度は前年度より減少しました。令和4（2022）年度には再度増加傾向がみられます。（図29）
- 今後、外国人材の受入拡大に伴い、在留外国人の子供が増えていく見込みです。



(4) 子供の生活実態調査により把握した現状

(ア) 経済的な状況

- 令和5（2023）年度広島県子供の生活に関する実態調査において、世帯の年間収入の水準について、等価世帯収入の中央値は290.69万円、その2分の1は145.345万円でした。

※ 世帯員1人当たりの値であり、世帯人員に割り戻した場合、2人世帯では約205.5万円、3人世帯では約251.7万円、4人世帯では約290.7万円となる。

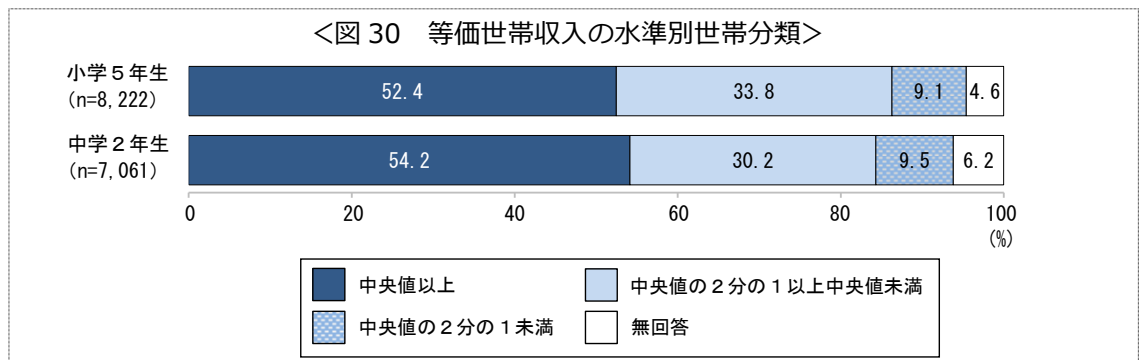
《等価世帯収入の算出》

○年間収入に関する回答の各選択肢の中央値をその世帯の収入の値とする（例えば、「50万円未満」であれば25万円、「50～100万円未満」であれば75万円とする。なお、「1,000万円以上」は1,050万円とする）。

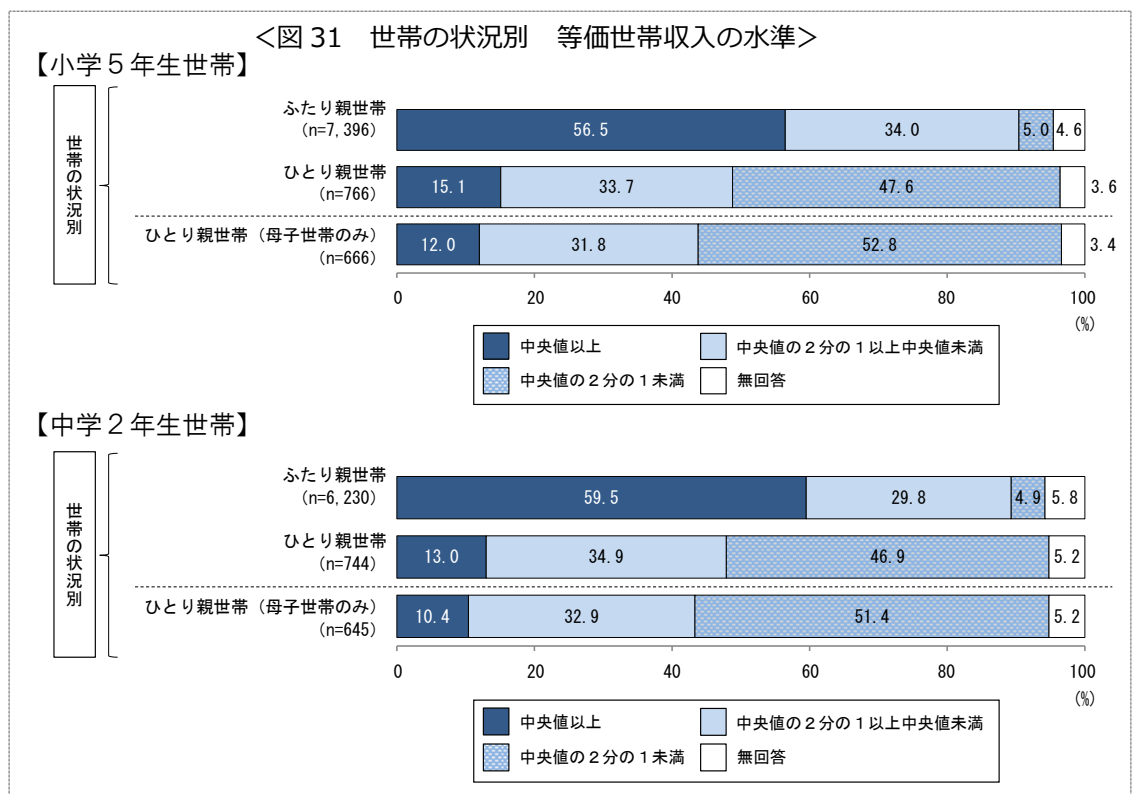
○上記の値を、同居家族の人数の平方根をとったもので除す。

○上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、さらに、その2分の1未満であるか否かで分類する。

- 等価世帯収入の水準別に世帯进行分类すると、「中央値の2分の1未満」に該当する世帯は、小学校5年生の世帯で9.1%、中学校2年生の世帯で9.5%でした。（図30）



- 世帯の状況別にみると、「ひとり親世帯」では、等価世帯収入の水準が「中央値の2分の1未満」に該当する世帯が、小学校5年生の世帯で47.6%、中学校2年生の世帯で46.9%でした。（図31）



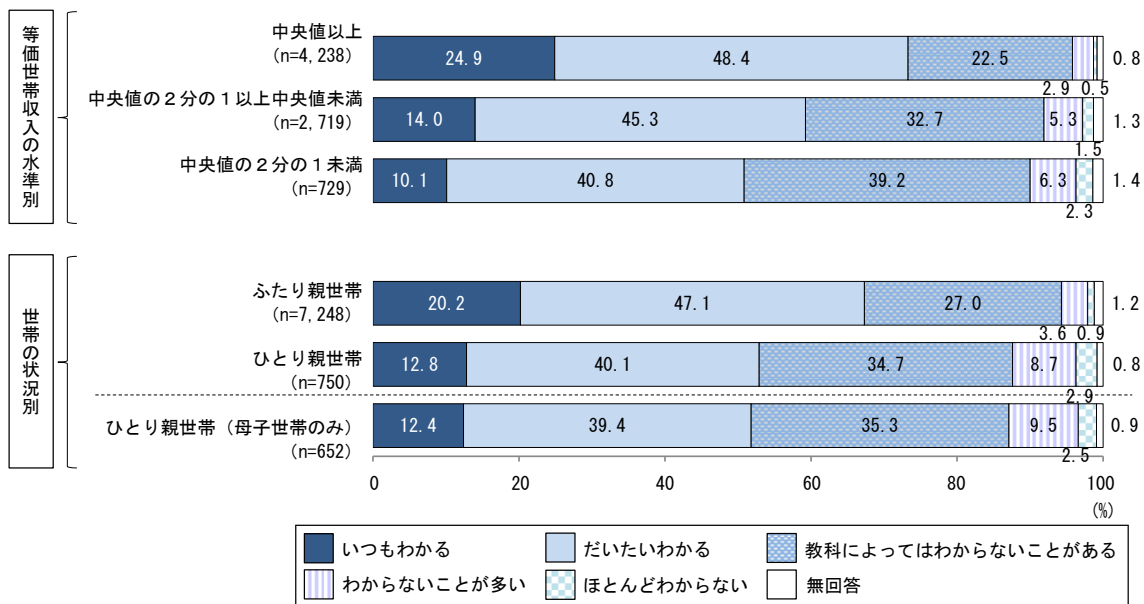
(イ) 子供の学習、生活環境

①学習の状況

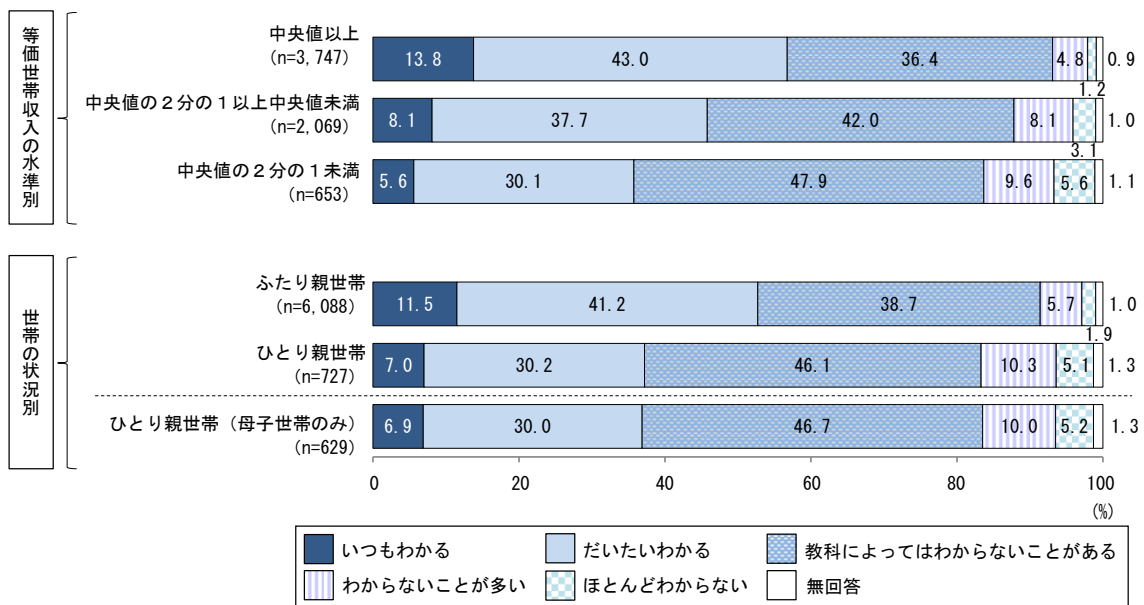
- 収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、収入の水準が高い世帯やふたり親世帯に比べて、学校の授業以外での1日あたりの勉強時間が短く、学校の授業がわからないと感じる子供の割合が多くなっています。(図32)

<図32 学校の授業の理解度>

【小学5年生】



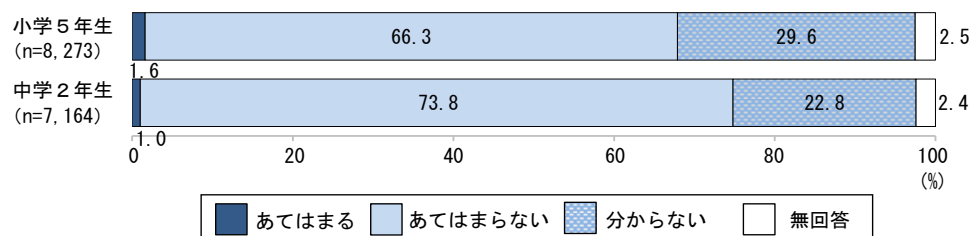
【中学2年生】



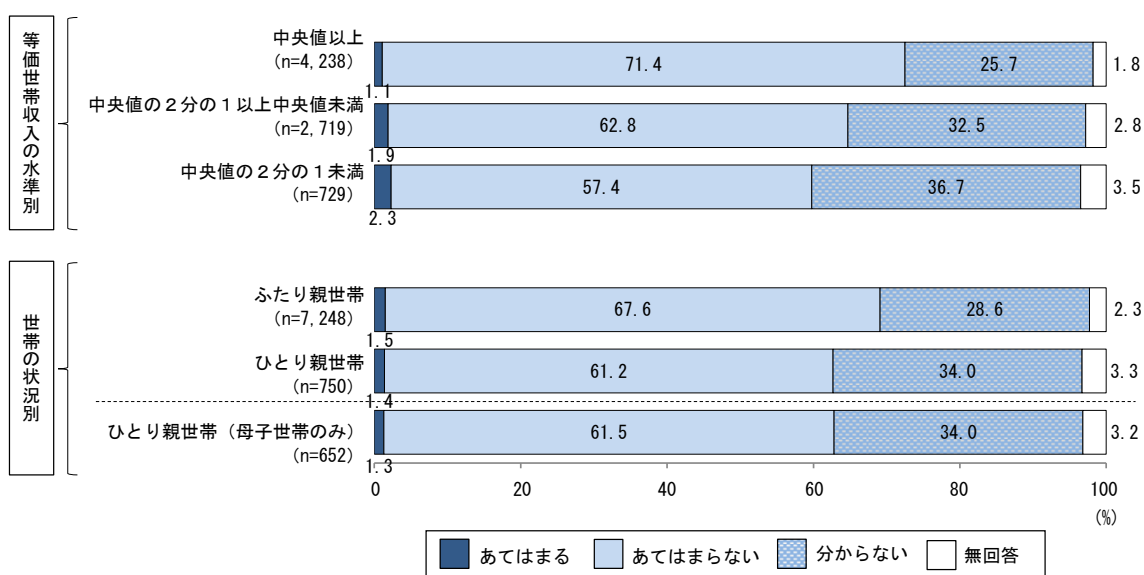
②ヤングケアラーの実態

- ヤングケアラーにあてはまると思うと回答した子供は、収入の水準や世帯の状況に関わらず1～2％程度となっていますが、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、『分からない』との回答の割合が高くなっています。(図33)

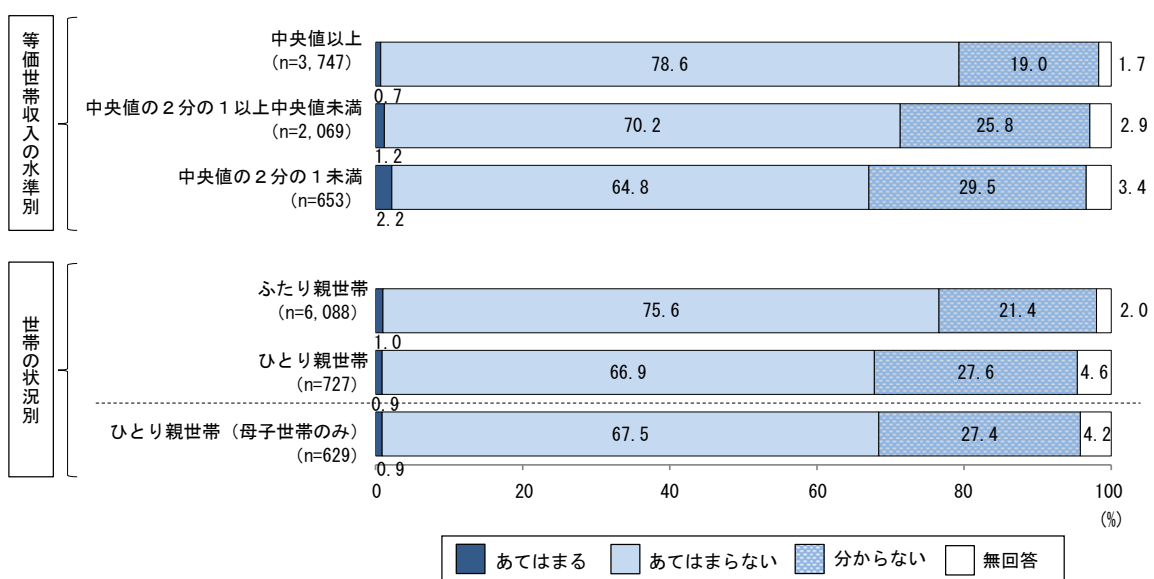
<図33 ヤングケアラーの割合>



【小学5年生】



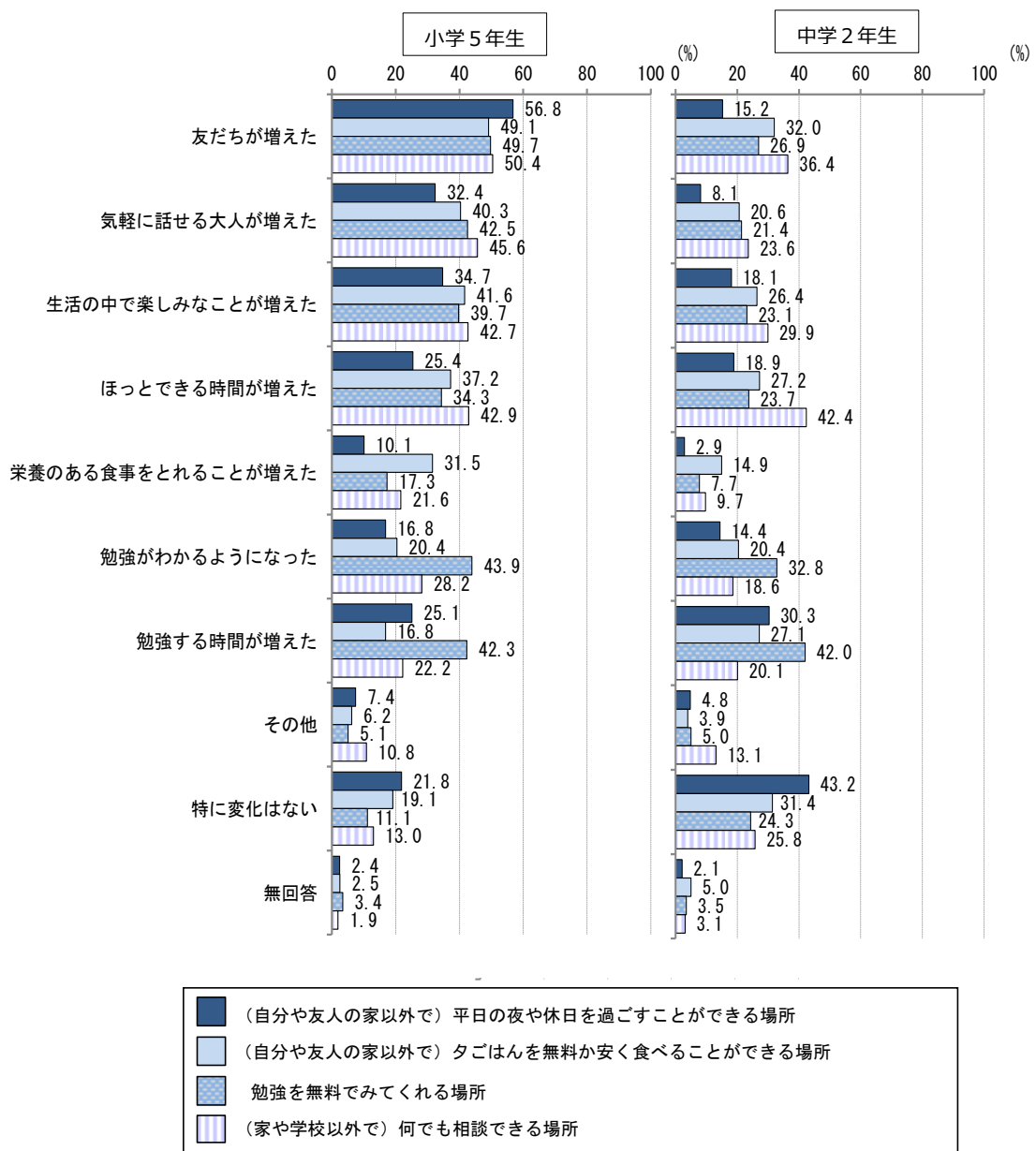
【中学2年生】



(ウ) 子供の居場所

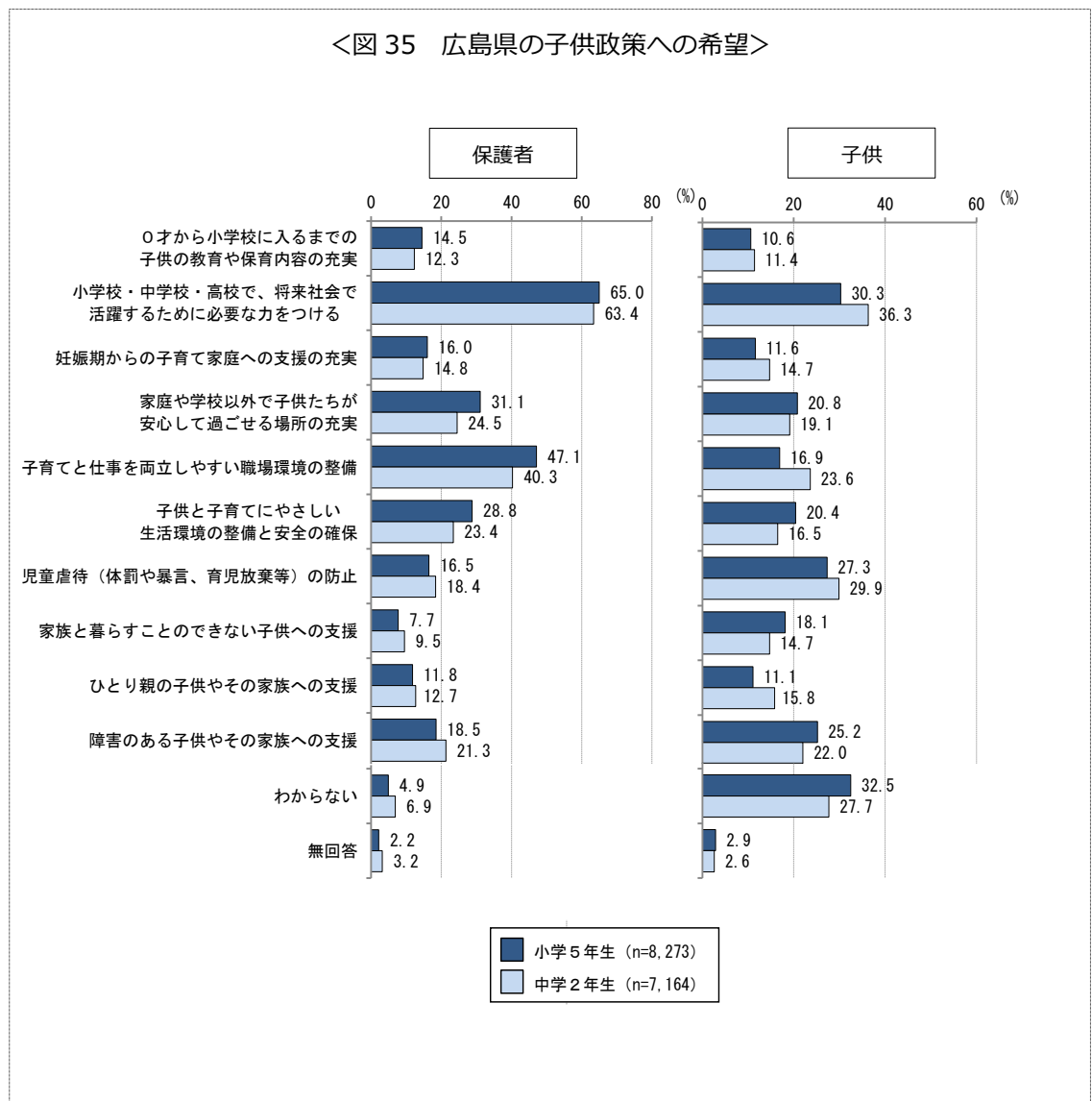
- 「平日の夜や休日を過ごすことができる場所」は約4割の子供が利用しており、その他の居場所（「勉強を無料でみてくれる場所」「夕ごはんを無料か安く食べることができる場所」「なんでも相談できる場所」）を利用している子供は全体の1割未満ですが、いずれの居場所も「あれば利用したいと思う」は2～4割となっています。
- 利用による変化として、小学5年生では約8割、中学2年生では約6割が「友達が増えた」「勉強する時間が増えた」等の変化があったと回答しています。（図34）

<図34 子供の居場所の利用効果>



(エ) 広島県の子供政策への希望

- 広島県の子供に関する取組で特に力を入れてほしいと思うことについては、保護者・子供のいずれも「小学校・中学校・高校で、将来社会で活躍するために必要な力をつける」が最も高くなっています（「わからない」を除く）。(図 35)



※ 広島県の子供政策に関する子供の意見や、本プラン策定に当たって参考としたデータについては、令和6（2024）年度開催第1回広島県子ども・子育て審議会提出の「次期「ひろしま子供の未来応援プラン」骨子案参考資料」としてとりまとめ、県ホームページに掲載しています。

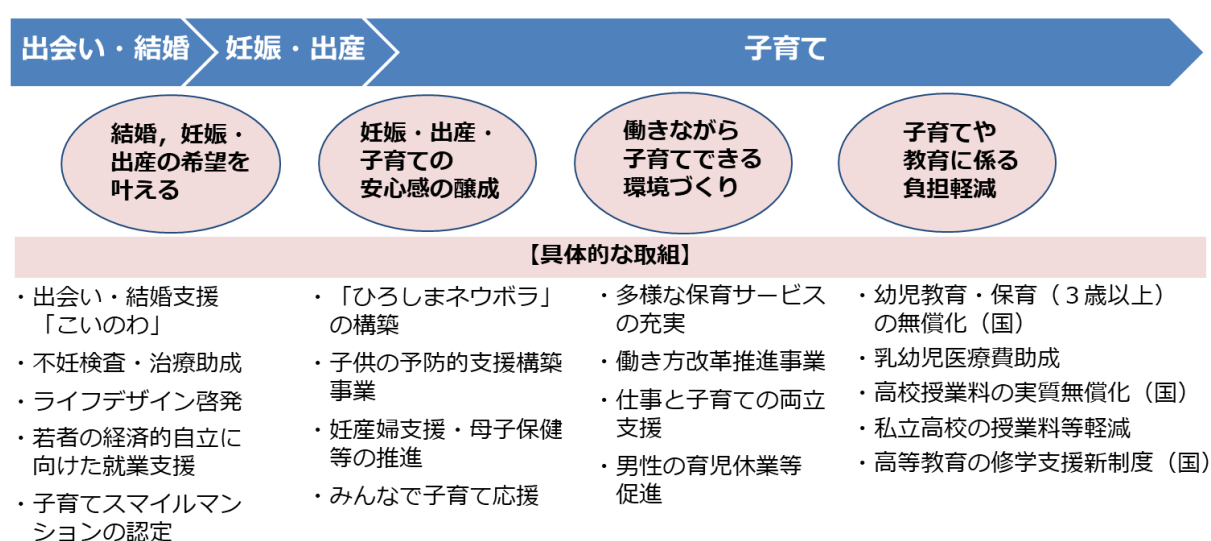
2 特に注力する分野等

結婚、妊娠・出産、子育ては、個人の自由な意思に基づくものですが、子供の数がこのまま減少し続けると、地域・社会・経済の担い手が不足し、社会保障制度の維持も困難になってきます。

本県の少子化対策については、結婚、妊娠・出産、子育てに関する県民の希望の実現を後押しすることを基本に、様々な課題への対策を総合的に講じています（下図参照）が、少子化の進展に歯止めをかけられていないことから、少子化を社会全体の課題として捉え、社会の様々な主体を巻き込み、特に注力する分野として、希望の実現に向けた取組をこれまで以上に強力に進める必要があります。

また、子供・子育てに係る施策を総合的に推進する中でも、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期である「乳幼児期*」における取組と、子供の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす児童虐待をはじめとした様々な困難から「子供・若者を守る取組」に、特に注力していく必要があるものと考えます。

<図 現行の少子化対策に係る取組>



■少子化対策

少子化に関する意識や実態を把握するために行った県民アンケートでは、結婚や子供を持つことに希望を持てる社会にするために必要な施策、希望の子供数を持てるよう強化すべき施策として、いずれも「妊娠・出産・子育ての経済的負担の軽減」、「夫婦が働きながら子育てしやすい社会や職場環境の整備」が上位2つに挙げられています。

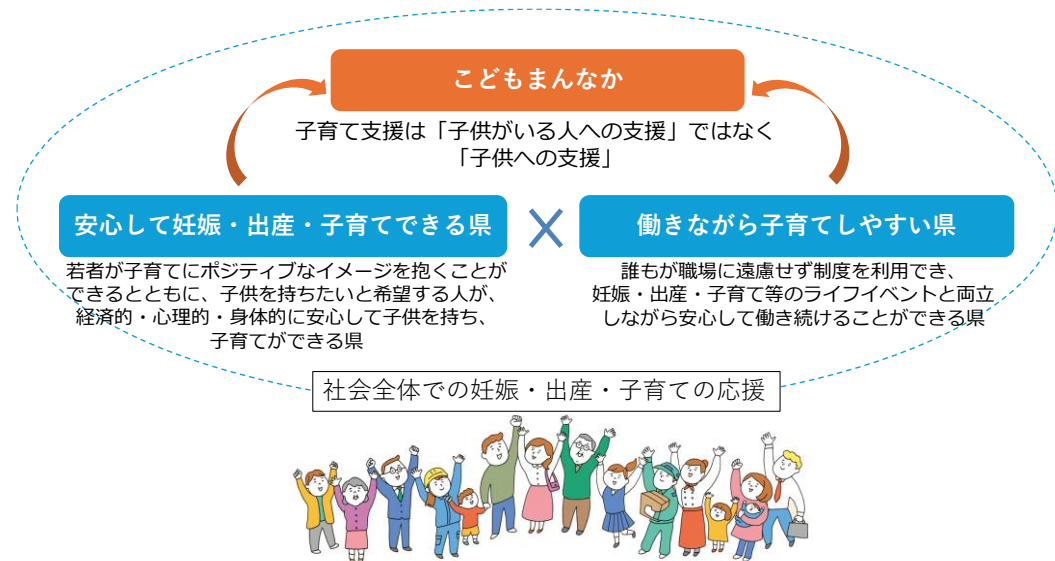
県民と知事の車座会議では、「経済的な支援も必要だが心理的な支援も大切」といった意見が出されるなど、経済的な面も含めて、「子育てできる安心感を持ちたい」という参加者に共通した想いが感じられました。

子育ては大変なこともあります。国の調査では子供を持つ理由として「子どもがいたら生活が楽しく心が豊かになるから」が最多で、約20年変わらず8割程度の夫婦が選択しており、県の調査においても、希望の子供数を持てた理由として、「負担感より得られる喜びの方が大きいから」等の心情的な理由が上位を占めています。

こうした状況を踏まえ、若者が子育てにポジティブなイメージを抱くことができるとともに、子供を持ちたいと希望する人が、経済的・心理的・身体的に安心して子供を持ち、子育てができる県（安心して妊娠・出産・子育てできる県）、誰もが職場に遠慮せず制度を利用でき、妊娠・出産・子育て等のライフイベントと両立しながら安心して働き続けることができる県（働きながら子育てしやすい県）を目指して少子化対策に注力し、子供を持たない人、子育てを終えた人も含め、県や市町、地域、企業等、社会全体で取組を進めていきます。

また、少子化対策、特にその負担について考える際には、子供がいる人・いない人を並べるのではなく、「こどもまんなか*」の視点に立ち、『子育て支援は「子供がいる人への支援」ではなく「子供への支援」であり、その子供たちが将来社会を支えてくれるようになる』、という考え方のもと、社会全体で子供・子育てを応援する気運の醸成に取り組んでいきます。

＜図 これからの少子化対策のイメージ＞



■乳幼児期*における取組

乳幼児期は、身近にいる特定の大人との愛着*形成により、情緒的な安定が図られるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られ、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期です。特に、胎児・乳幼児期における環境要因がその後の健康状態等に影響を及ぼすこと、また、乳幼児期における教育・保育がその後の学校教育における生活や学習の基礎となる重要な役割を担うものです。

乳幼児は多くの時間を家庭や地域の中で過ごし、幼稚園・保育所・認定こども園*への就園状況も異なるなど、育ちの環境は多様ですが、その多様性を尊重しつつ、保護者・養育者の「子育て」を支えることだけでなく、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者の就労・養育状況を含む子供の置かれた環境等に十分に配慮しつつ、支援を行う必要があります。

本県においては、「乳幼児教育支援センター*」を拠点とした質の高い教育・保育の推進や、「ひろしまネウボラ*」の構築をはじめとした妊娠期からの見守り・支援の仕組みづくりに取り組んでいます。乳幼児教育の基本的な考え方の理解の浸透や、ネウボラの相談先としての認知等、取組は途上にあります。

乳幼児期において愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感を醸成し、遊びや他者との関わりを通じて力強く生き抜く力を育み、自己肯定感をもって成長することができるよう「こどもの誕生前から幼児期までの育ち」を一層大事にし、取組を進めます。

■子供・若者を守る取組

孤独・孤立への不安、児童虐待の相談対応件数や不登校、ネットいじめの増加やひとり親家庭など家庭環境によって生じる格差等、子供・若者を取り巻く課題は複雑かつ複合化している中、誰も取り残さず、抜け落ちることのない支援がさらに求められています。

児童虐待は、子供の心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものであり、決して許されるものではありませんが、一方で、虐待に至った背景には、親自身の被虐待体験や子育てへの困り感、孤独・孤立等、様々な困難を抱えている場合があります。

児童虐待相談対応件数の増加等、子育てに困難を抱える世帯が顕在化している中、そうした家庭や子供のＳＯＳを早期に発見し、母子保健と児童福祉の包括的な支援を実施するとともに、親子分離が必要な場合は、子供の意見表明権を尊重しながら、家庭養育優先原則*を踏まえ、一時保護や親子関係再構築等の支援を行っていく必要があります。

また、児童生徒の抱える課題が多様化・複雑化する中、学校、教職員だけでは対応が困難な事案や、長期的な支援を要する事案が増加しており、子供たちが課題を抱え込んで孤独になってしまうよう、相談しやすい環境整備や、多様な居場所づくりを進めていくことが必要です。

さらに、子供のインターネット利用が増加する中、ＳＮＳ*等を介したトラブルや犯罪に巻き込まれる危険性が高いことから、関連施策の推進に当たっては、子供や保護者の情報リテラシー*の向上の観点を持って取組を進めます。

3 将来にわたって目指す社会像と目指す姿

社会の宝である子供たちを社会全体で育てていくためには、子育て当事者だけでなく、子育てを終えた人、子供を持たない人、地域、子供の育ちに関わる関係者、企業等、広島県民全体がこのプランの「目指す姿」を理解して共有し、総力を挙げて取組を進めなければなりません。

そのため、「ひろしま子供の未来みんなで応援プラン」では、プランのミッション（将来にわたって目指す社会像）に加え、計画期間である５年後の「目指す姿」を明らかにしました。

（１）将来にわたって目指す社会像

すべての子供・若者が、社会の宝として、成育環境の違いに関わらず、健やかに夢を育むことができ、子供を持ちたいと思う人が安心して子供を持ち、育てられる社会の実現

（趣 旨）

広島で生まれ、育つすべての子供たちが、生まれる前から、その成育過程において、家庭の経済的な環境や、教育・文化的環境等の育っていく環境に左右されことなく、必要に応じて支援や配慮を受けながら健やかに育ち、現在や将来に、夢や希望を持つことができる。そして、夢や希望の実現に必要な知識、スキル、意欲・態度、価値観・倫理観を身に付けることができ、いつでもチャレンジすることができる環境の実現を目指します。

また、子供を持ちたいと希望する人が、経済的・心理的・身体的に安心して子供を持つことができ、すべての子供と子育て家庭が、安心して暮らし、子育てができる環境の実現を目指します。

（２）３つの領域ごとの目指す社会像

「将来にわたって目指す社会像」の実現に向け、体系的に施策を推進するため、子供たちの資質・能力の育成、安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり、配慮が必要な子供たちとその家族への支援に着目した３つの領域を設定します。

〈施策領域ごとの目指す社会像〉

◇領域Ⅰ 子供たちの資質・能力の育成

すべての子供たちに、「乳幼児期*から大学・社会人まで」を見据え、学校・家庭・地域等で、生涯にわたって主体的に学び続け、多様な人々と協働して新たな価値を創造することのできる資質・能力が育成されています。

◇領域Ⅱ 安心して子供を持つことができ、子供たちが健やかに育つ環境づくり

地域、保育所・幼稚園等や学校、職域等、子供・若者を取り巻く社会のすべての人たちが、それぞれの立場と資源を活かして協力し、子供の健やかな育ちを見守り、支援等を行う環境が整っており、すべての子供・若者と子育て家庭が、安心して暮らしています。

また、結婚、妊娠・出産の希望を持つ人が、周囲の理解、協力のもと、希望を実現しやすい環境が整っています。

◇領域Ⅲ 配慮が必要な子供たちとその家族への支援

様々な事情により、社会的な支援の必要性が高い子供たちが、身近な大人に温かく見守られ、大事にされて育ち、権利を擁護され、必要な支援や配慮を受けながら、安心して暮らし、自らの可能性を最大限高めることができます。

(3) 柱ごとの目指す姿

施策の柱ごとの5年後の「目指す姿」については、県民に深く理解してもらい、具体的にイメージして自らの行動にもつなげてもらえるよう、可能な限り県民視点で記載しています。

これによって、プランの目指す姿にどれだけ近づいているのかを明確にし、より客観的にプランの進捗状況を把握して評価等を行うことができます。

⇒ 5年後の「目指す姿」は第二章の施策の柱に掲載

4 モニタリング指標

目標値は設定しないものの「将来にわたって目指す社会像」に向けて、各施策領域に設定する成果指標と合わせて、次の指標の動向を注視します。

指 標	現状 (R4)
広島県（自分の住む地域）で子育てをしたいと思う親の割合	93.6%

(こども家庭庁「母子保健事業の実施状況調査」)

指 標	現状 (R5)
広島県（自分の住む地域）が好きだと思う子供の割合	小学校：92.1% 中学校：84.1%

(広島県教育委員会「広島県児童生徒学習意識等調査」)

指 標	現状 (R5)
合計特殊出生率（広島県）	1.33

(厚生労働省「人口動態統計調査」)